

第四十回 参議院農林水産委員会會議録第二十四号

昭和三十七年四月五日(木曜日)

午前十時五十三分開会

出席者は左の通り。

委員長

堀原 茂嘉君

理事

石谷 憲男君

櫻井 志郎君

安田 敏雄君

委員

青田源太郎君

岡村文四郎君

重政 庸徳君

仲原 善一君

温水 三郎君

藤野 繁雄君

大森 創造君

清澤 俊英君

戸叶 武君

藤田 進君

天田 勝正君

千田 正君

政府委員

農林政務次官

中野 文門君

農林省畜産局長

森 茂雄君

水産庁長官

伊東 正義君

水産庁次長

村田 豊三君

事務局側

常任委員

会専門員

安楽城敏男君

閣提出

本日の會議に付した案件

○競馬法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○漁業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○水産業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(堀原茂嘉君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

競馬法の一部を改正する法律案(閣法第一〇四号、衆議院送付)を議題といたします。

本案に対する質疑を行ないます。御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○天田勝正君 私、先日時間がありまして、先日から途中で他の委員に質疑を譲ったわけでありましたが、あらためてここでまずお聞きしたいことは、この公営競技調査会答申の十二項、これははなはだ私から見れば不当な答申である、こういうことを申し上げました。これについて政府は、どう答弁されたのか、質疑をいたしましたところ、局長からは一応の答弁がありましたけれども、これは内閣の方針であるから、統一された見解を次の機会に答弁願いたい旨を申し上げておきましたから、この点について、ひとつ政府側の統一見解を承りたいと思います。

○政府委員(中野文門君) ただいまのお尋ねでございますが、答申の中の十二項目でお尋ねがあったのでございまして、十二項目は、すなわち法律の規定が細部にわたり過ぎると認められる点が少くないので、出来る限り政令に委任する等法律の簡素化をはかる、というところの答申があったのでございまして、政府といたしましては、この十二点、ただいま御指摘の十二項の問題

ももちろんでございますが、その他それぞれの答申の事項の内容につきましても、まず答申を尊重するという前提のもとに、それぞれの答申項目につきましても、検討したことに相なるのでございまして、したがって、御指摘の十二項目であるところの「法律の規定が細部にわたり過ぎると認められる点が少くないので」という答申の内容につきましても、そのことにつきまして、今度の法律改正にあたりまして、

はたして言われるように、その競馬法というものの内容が細部にわたり過ぎる点があるのかないのか。答申どおりにそういう点が相当に、そういう部分が従来の競馬法にあるのかないのか、こういうようなことを土台として、もちろん尊重の意味で検討をいたしましたのでございまして、いろいろと、そういうような態度でもって、今回の競馬法の一部改正の原案を定めて、皆さん方に御審議、御検討を願っているというのが実情でございますので、さよう御了承願いたいと思います。

○天田勝正君 このことについて、多くの時間を取るつもりはありません。しかし、まあ通常調査会、審議会から答申が出た場合は、政府の提案理由の説明にいたしましたも、これこれの答申が出たので、これを尊重して云々、こう説明されるのが普通である。こういうふうな過日申し上げた。ところが今回に限っては、答申案を尊重して、この法律を出したのだという御説明、補足説明、いずれにもない。ないといふことは、私は善意に解釈しまして、

この答申十二項のごときものがあるから、その尊重するという言葉を用いなかったのではなからうか、こう質問いたしましたところが、いや、そういう尊重するという言葉は用いなかったけれども、もちろん尊重いたしておりました。こういう御答弁がありましたから、尊重するというならば、十二項も尊重することになって、この十二項を尊重することについては、今までのすべての調査会、審議会等の答申では、かかることは言われていない。これこれというところの不備があり、こういうところに欠陥があるから、これを直されたらいいかですかという答申は、どの調査会からも出てくるのであるけれども、しかし、法律の内容を、あまりごまかしいから、政令に譲ったかどうかの何だろのというところは、そういうふうに少しく越権の答申というものは、私の知る限りでは今までない。そんなことは別に政府に言ったのだというかも知れないけれども、答申が出れば、そういう答申の趣旨を考慮して、立法府が独自で法律改正を出すこともあ

るであらうし、いろいろの立法府としてのやり方がある。ですから、端的に言えば、よいことなんでしょう。法律の内容がごまかしいから政令に譲れ、何のことはないよけいなことなん

だ。そういうよけいなことを言ってきたのに対して、政府はどう考えるか。ほんとうは、これは時間があれば、私は答申を書いた長沼さんか、この会長を呼ばなければならぬと思つたんです。しかし、そういう時間もありません

んから私はこのことについては、いささか行き過ぎなら行き過ぎと受け取つたので、尊重はしましたけれども、他の点を重視してそしてこの法律を出したと、まあ答弁を私のほうで言っちゃおかしいけれども、そういう答弁をすれば私は満足するのです。どう考え

たつてこの答申は少し行き過ぎでせう、これは。どうなんですか。

○政府委員(中野文門君) ただいまのお話でございますが、あるいはこれ十分の御答弁になるかどうかと考えますが、私これ判断をいたします。そのに、結局独立した機関が答申をしてきたことになりまして。そうすると、その答申の内容の、出てきた答申につきましては、まず一般論として、答申をさした、いわゆる受けた側といたしましては、これを尊重するということにこれ間違いないと思ひます。尊重しなければならぬと思ひますが、尊重というところが、結局この場合、十三項目にわたつて内容が列記されて答申をされておりますが、その一つ一つ、どの点を尊重し、どの点はこれは尊重しなかつたというふうな類別はしておらないと私は存じておりますが、結局答申の全体の項目それぞれにつきましても、用いべきは用い、その受け入れるべきは受け入れて、総合的に今度の法律改正にあたりまして、尊重してその法律改正の個々の点についての作業をやつたと、そうしてでございまして、御答申を呼ばないでございまして、したがって、答申は尊重いたし、答申のそれぞれの

この答申十二項のごときものがあるから、その尊重するという言葉を用いなかったのではなからうか、こう質問いたしましたところが、いや、そういう尊重するという言葉は用いなかったけれども、もちろん尊重いたしておりました。こういう御答弁がありましたから、尊重するというならば、十二項も尊重することになって、この十二項を尊重することについては、今までのすべての調査会、審議会等の答申では、かかることは言われていない。これこれというところの不備があり、こういうところに欠陥があるから、これを直されたらいいかですかという答申は、どの調査会からも出てくるのであるけれども、しかし、法律の内容を、あまりごまかしいから、政令に譲ったかどうかの何だろのというところは、そういうふうに少しく越権の答申というものは、私の知る限りでは今までない。そんなことは別に政府に言ったのだというかも知れないけれども、答申が出れば、そういう答申の趣旨を考慮して、立法府が独自で法律改正を出すこともあ

るであらうし、いろいろの立法府としてのやり方がある。ですから、端的に言えば、よいことなんでしょう。法律の内容がごまかしいから政令に譲れ、何のことはないよけいなことなん

だ。そういうよけいなことを言ってきたのに対して、政府はどう考えるか。ほんとうは、これは時間があれば、私は答申を書いた長沼さんか、この会長を呼ばなければならぬと思つたんです。しかし、そういう時間もありません

この答申十二項のごときものがあるから、その尊重するという言葉を用いなかったのではなからうか、こう質問いたしましたところが、いや、そういう尊重するという言葉は用いなかったけれども、もちろん尊重いたしておりました。こういう御答弁がありましたから、尊重するというならば、十二項も尊重することになって、この十二項を尊重することについては、今までのすべての調査会、審議会等の答申では、かかることは言われていない。これこれというところの不備があり、こういうところに欠陥があるから、これを直されたらいいかですかという答申は、どの調査会からも出てくるのであるけれども、しかし、法律の内容を、あまりごまかしいから、政令に譲ったかどうかの何だろのというところは、そういうふうに少しく越権の答申というものは、私の知る限りでは今までない。そんなことは別に政府に言ったのだというかも知れないけれども、答申が出れば、そういう答申の趣旨を考慮して、立法府が独自で法律改正を出すこともあ

るであらうし、いろいろの立法府としてのやり方がある。ですから、端的に言えば、よいことなんでしょう。法律の内容がごまかしいから政令に譲れ、何のことはないよけいなことなん

だ。そういうよけいなことを言ってきたのに対して、政府はどう考えるか。ほんとうは、これは時間があれば、私は答申を書いた長沼さんか、この会長を呼ばなければならぬと思つたんです。しかし、そういう時間もありません

この答申十二項のごときものがあるから、その尊重するという言葉を用いなかったのではなからうか、こう質問いたしましたところが、いや、そういう尊重するという言葉は用いなかったけれども、もちろん尊重いたしておりました。こういう御答弁がありましたから、尊重するというならば、十二項も尊重することになって、この十二項を尊重することについては、今までのすべての調査会、審議会等の答申では、かかることは言われていない。これこれというところの不備があり、こういうところに欠陥があるから、これを直されたらいいかですかという答申は、どの調査会からも出てくるのであるけれども、しかし、法律の内容を、あまりごまかしいから、政令に譲ったかどうかの何だろのというところは、そういうふうに少しく越権の答申というものは、私の知る限りでは今までない。そんなことは別に政府に言ったのだというかも知れないけれども、答申が出れば、そういう答申の趣旨を考慮して、立法府が独自で法律改正を出すこともあ

るであらうし、いろいろの立法府としてのやり方がある。ですから、端的に言えば、よいことなんでしょう。法律の内容がごまかしいから政令に譲れ、何のことはないよけいなことなん

だ。そういうよけいなことを言ってきたのに対して、政府はどう考えるか。ほんとうは、これは時間があれば、私は答申を書いた長沼さんか、この会長を呼ばなければならぬと思つたんです。しかし、そういう時間もありません

個条を十分吟味いたしましたして、そして法律改正の作業をいたしました、こういうことに間違いがございませぬので、さう御了承お願ひしたいと思います。

○天田勝正君 どうもね、私の言っている意味が十分受け取られておるのかおらないのか、ちょっと私首をひねるのですがね。私が、この答申案を尊重して出されておるということに異論をちつとも唱えておるのではないのですよ。それはそれなりでいいけれども、この中の十二号というものは、これはどうも、今までのすべての審議会、調査会の答申と違ふもんじゃないか。このものがなくとも、もうすでにほかの項目で全部、これこれのところに疑点があり、問題点があるというところは全部指摘してある。ですから、もしこれに書くならば、これは簡素化すべきであるとかいうようなことで書けば、その簡素化を、法律で簡素化するのか政令規則で簡素化するのか、それは立法府なり政府なりというところからすべきことで、幾ら独自の機関だからつたって、立法府に對するこれは余分なことを言つたと、一番いい言葉を用いても余分なことを言つたと、悪い言葉を用いるならば、憎悪だ、こういうことに私はなると思つてます。その点どうお考えになるのですか。だって、法律の規定がどうの、この、細部にわたって何だから政令に委任しろなんてね、立法府に、委任しろなんということなんですよ、政令に、こういうことになる、私は全然別の見解を持つ。ギャンブルのごときものは必要悪かもしれないけれども、しかし何としても弊害を伴うということだけは、これは賛成者であらう

ともこれは一致して認めるところなんです。それでありますから、なるべく、何でもすか手加減と言つちや悪いですが、まあとにかくその扱い上幅のあるようなことはなくて、法律で微細にきめていくべきものではないか、これは考へておるのです。なるべく法律できまむべきもの。ところがこの答申は、さうなことでなくて、立法府と立法府と書いてないだけの話なんだ。法律は立法府なんですから、それを政令のほうへ委任しろと、こういうことを言つておる。それで簡素化しろといういうことを言つておる。だからよけいなことだと言つておるのです。けれどももこれは、この調査会などが責任を負つて国会にくべきあれじゃないですか、そこに文句つけるわけにいかないのだ。それだから私はこれを受け取つて、責任をもつて提出してきた政府のほうに聞かざるを得ない、こうなつてきたのです。このことを、私の言つておることを御理解いただければ、私は答弁者である中野政務次官だつて立法府の一人ですから、よけいな干渉受けたと、こういうふうにはお受け取りにならないのが当然だと思つておるのですが、どうなんですか。あまり時間取りたくないんだ。

○政府委員(中野文門君) お尋ねの点でございますが、このいわゆる三権分立の建て方から参りまして、おのおの立法府には立法府の侵されがたい一つの立場、権限というものがあつて、当然でございますが、しかし、この三権のおのおの側からその相手側に対するある程度の意見というものがこれ、立てられることが、もちろん内容、事柄にもよりますが、原則的に、よいか悪いとかというよりなこと

は、抽象的には言い得ない点があるとは私は存じます。そこで、この答申事項十二項の競馬法というその法律の内容があまり細部にわたる過ぎると認められる点が少なくないもので、でき得る限り政令に委任する等の法律の簡素化をはかることがよいというこの答申について政府側としてこの十二項をどう考へるかというお尋ねと思つておるが、すなわちこの十二項を受けまして、はたして競馬法、従前の競馬法の中に、あるいは競馬法を改正せんとするとき、この言われるように細部にわたる過ぎるところがあるのかないのかというよりなことをご検討をいたしたつもりでございます。したがつて、この十二項の答申の内容はそのままそれを受けておることはたしか言われるとおりの法律の内容であるのかないのかということはこれ検討して、結論においてお手元に御審議願つておるようない改定案ができたのでございまして、これ以外にちよつと私も答弁のしようがございせんですが、ただどうもこう承つて、私一人で勉強をこつ頭の中でおつておるうちに、おのおのの機関の立場というものがあつて、その一つの立場の機関のものが他の機関のことを全然言つてならぬものがあるものか。それはその事柄々々によつて私は一般的にべからずとかよろしいというところは言い得ないと思つて、これちよつと私はこれ議員であります。ただいま政務次官やつておりますので、政務次官の立場から答弁いたしておるのをごいまして、私は委員として議席に於つてこのことを論ずれば、また別の論点が出るかと思つておるが、その点はさうに御了承願ひしたいと思つておる。

○天田勝正君 私の考えからすれば、おそれることはないはずですよ。たまたにでなければ独自の建議権を手えないのが、法律で作る場合の委員会、調査会でも普通であります。ですから、この程度の調査会で独自の建議権を考へておるはずはないと思つておる。それから第一点の点につきまして、總理府設置法で定められたというけれども、それはこの總理府設置法に固有に必要な調査会を設けることができるというよりな条文で、それに基づいて作つたのか、あるいはさうでなく、この国防會議設置法のごとく、さういふものはあらためてこの法律改正を行なつて入れたのか、そのいづれなんですか。ただ總理府設置法の中に、調査会や審議会を設けることの条文がどこかにあるはずなんです。それによつて自然に設けたというのと、さうでなく法律改正をして、これこれのものを總理府に設けると、さういふふうに改正したのか、いすれですか。

○政府委員(森茂雄君) 内閣には審議会、委員会、それぞれいろいろ調査会、委員会という機関がございまして、昨年の四月にいろいろ内閣設置法で別表を設けまして調査会、審議会等が置かれております。その設置法の改正で、特に公營競技調査会というものを設けておられますので、抽象的に調査会というだけではなくして、具体的に公營競技調査会というものを内閣に設置法によつて設置されたわけでございます。

調査会でございます。時限の調査会ではございますが、設置法によりまして、特別に設置された調査会でございます。

○天田勝正君 ああ、委員各位に私はかりしやべつて申しわけないと思うのですが、私はこれはきわめて重大に考えているんですよ。それでね、だから私はあの政府の統一見解をお願いいたします、こういうふうに申し上げたいです。河野さんのところまで私の質問が伝えられているならば、私はきょうのような答弁が少し変わってきたらと思うんです。それで失礼な言い分だけれども、私は相談されていなくとも、答弁のしつぷりから見て、そうしてあの関連する質問をしても、もたもたやっていると答弁できない。きょう委員長の採決に至らないという話でありますから、もしこれ時間かかるならば、次の機会ではよろしゅうございませう。この点についてははつきりしていただければ、どうもわれわれ立法院におおる者としては、立法院が侮辱を受けるような、よけいな指図を受けるようなことは、これは議員として承服まかりなさい。こういうことを軽く考えるんだら、ここに在る資格は私は失礼ながらないと思つていゝる。だからこたわるんですよ。これは委員長のあれで、きょうの議事の午後三時三十分の程度にしておいていいんですよ、はつきりした答弁を次に、今度こそはつきり相談してきてもらつて答弁してもらおう。

○政府委員(中野文門君) ああ、ただいまの御発言でございますが、はな

はだ失礼と思いますが、もう一べん論点を明らかにしていただかせんか。いゝゆるその、政府側に対して説明を求められております論点を、一つ御迷惑なれども一べん明らかにしていただかせんか。

○天田勝正君 ちつとも迷惑じゃありません。この調査会から出された答申の十二号、これは言うならば、この法律があまりこまか過ぎるから、こまか過ぎることを政令に譲れと書いてある。ところが今日までいろいろな答申というものをわれわれも見ましたけれども、法律を整理して政令に譲れなんというのを書かれたのは、今回が私の記憶では初めてだということです。そこで、政府に明らかに法律提出の権能がございませう。議員も提出の権能がございませう。そこで政府がこの法律を提出するにあつて、みづから設けた調査会や審議会の意見を尊重して出してくるという、そのことは私も十分理解をしております。しかし今までのすべての答申に、法律を政令にゆだねるなどという書き方をされたことはかつてない。答申というものは、必ずその諮問を受けた事柄に関して、これこれの欠点がある、そのしたものを列記されて、これをしかるべく改正すべきであるというふうな書き方なんです。法律の中に盛らるべきもの、それを政令にゆだねるべきもの、そんなことにくちばしを入れることは、これは越権と言わざるまでも、これは当を得ない処置だと私はそう考へる。この見解が、政府はそれは間違つてゐるといふなら別ですよ。私はそう考へてゐるから、政府がこれを受け取られて、この点をどう消化されて、どういふ受け

取り方をしてここに提出するに至つたのか、それを聞きたい、こういうことなんです。おわかりいただけましようか。

○政府委員(中野文門君) 御承知のように、公営競技調査会の会長から総理あてに答申が提出されたのでございまして、政府側からその委員会に諮問した事柄は、お手元にございませう。に、競馬、競輪、小型自動車競争及びモーターボート競走に関する現行制度とこれら公営競技全般に対する今後の基本的方策について、貴会の意見を求めるといふことで諮問をいたしましたのでございまして、それに対してお手元にございませう。に答申がなされました。ただいま御指摘になりましたこの答申の中の第十二号、これが不当と申しますか、こういう答申はけしからぬではないかというふうに御指摘になつておるようでございますが、そこでその十二号の内容をどう考へるかと言われおるようには拝察をいたしますが、その点につきましては、先ほどから申し上げましたように、この受けた答申に對しまして農林省といたしましては、農林省と申しますか、政府といたしましては、その答申をいかなる答申の場合にもさうございませう。に、まず前提として答申は尊重いたしますし、その前提のもとにこまことと列記されました答申の具体的内容を参考として、用いるべきは用いて、そして競馬法の具体的な一部改正の作業をやつて、成果を得て、皆様に御審議を願つておるという、こまことと筋書きにこれは間違ひはございませう。したがつて、結局この答申の内容が適當を欠くか欠かぬか、當否いずれであるか、あるいは違法の答申であるかない

か、こういうお尋ねはなかつたように思ひますが、そういう点につきましては、結局答申を政府が受けまして、受けた限りに對してはその答申を、答申でございませうからして、答申で出されたものを政府が受理をして、受け取つて、そしてその答申を尊重し検討して、競馬法の一部改正の作業に臨んだ、これ以外に何か答申することがございませうか、このことについて。

○天田勝正君 それはその提出するまでに至つた筋道についていけないとか違ふとかというその議論は私はちつともしてないのです。それじゃ、どうも私の言つてゐることが御理解いただけないようだから逆に私のほうから聞きますが、今までのすべての答申において法律の部分の政令に譲れなんていう答申がほかに今まで出たことがありませんか。ないでせう。そういうのはほかにもたくさんありましたというお答があれば、私も考え直さなければいゝかぬ。私の知る限りではないけれども、政府はありますか。だからそれは異例でせう。まずその点どうですか。

○政府委員(中野文門君) 従来各種の諮問事項に對する答申の中で、御指摘のように、その法律の規定が細部にわたつておるから、でき得る限り政令に委任する等の法律の簡素化をはかるといふような内容の答申がその他の場合にあつたか、たゞいまこの席で答申をいたす材料を持つておりません。

○天田勝正君 ですから、ほかの委員各位がまた私の所説に異論があれば、私も傾聴しようと思つてゐるのです。が、私の知る限りでは、通例の場合、これこれの欠陥がございませう。これ

れの事項については直したほうがよろしうございませう。こういうものを答申といふのはずつと列挙してくる。法律や規則のことに及ぶ場合は、制度を簡素化するべきであるといふような言葉を用いてゐるのです。その簡素化の整理をするのをどうするかといふことは、法案提出者であります政府か、立法院である国会かなんですよ、どうするかは。法律の規定をこまかにしよという考へ方政府が出される場合もあるし、政府のほうでこまかに法律に出しても、国会のほうではもつと法律は簡単にしたほうがいいという場合もありませうし、その逆もある。ですから、法律をどうするの、政令をどう書くのといふことは、これは立法院と政府の側のことなんであつて、審議会や調査会が答申の中で、これはこうせよ、しかも法律にまで言及して言うことは私はないで、こゝろ思つてゐる。ですから、尊重されるのも政府としてはけつこうですよ。それは別に私はとやう言ふのじゃありません。しかし、かようなことは異例であるから、私としては調査会のこの答申というものは承服しがたい。こゝろなつてゐるので、だから政府はさういふふうには違反といふほどのことではないけれども、三権分立の建前からすれば、これは法律以前の民主主義の原則なんです。これに照らし合せてみた場合に、どうもこれは當を得ない、こゝろいふふうにお考へになるのか、この種のものも当然こゝろ書いたほうがあつたやないか、あるいはそれが正しいんだ、こゝろいふ御認識に立つのか。こゝろを聞いてゐるわけですよ。

○政府委員(中野文門君) いろいろと御指摘を引き続き受けて参ります。あなたのおっしゃることにつきましては十分検討をいたしてはならない、さうに現段階で思いますが、ただ、この諮問そのものが、競馬とか競輪の現行制度全般について、今後の基本的方針について意見を求めたことに關して、この現行の法律をもう少し簡素化したらどうか、法律を簡素化したらどうかという諮問がされたのでございまして、その法律簡素化が望ましいという諮問が、調査会の諮問として当か不当かということは、御指摘もございまして十分検討したいと思ひますが、競馬等の現行法について諮問したことについて、関連の法律がごまか過ぎるから、もう少し簡素化が望ましいという諮問が今問題になっているわけでございますが、諮問の内容そのものにつきましては、諮問ですから、それを用いる用いぬということはこちら側にあるのでございまして、諮問そのものとしてそれが当、不当いずれであるかというところにございまして、今まで知にとめておりませんでした、ただ、だんだんと御指摘になりましたことを聞きまして、十分にこれはひとつあなただの御判断に對しまして検討をいたしたいと思ひます。

○清澤俊英君 関連。ただ一点お聞きしますが、だいが答申十二項で紛糾しているようにありますが、天田君は、ひとつは統一見解をお伺いしたい、もうひとつは統一見解が再燃しているわけですか。そこで統一見解を求められるとき、これには当然私は、この答申ですが、答申自身の中には競馬だけじゃないのだ、他省との関係もありまして、また関連したいろいろな方面

もあると思ひます。そうしましたら、それとやはりいろいろ相談をして十二項に對する統一見解を今日お出しになつてはどうか、どうでしよう。私の論点なんというものは、御答申です。お伺いしている点は、御答申の際に統一見解として、この答申に關係のある各省の少なくとも政務次官なら政務次官でもいいですからお寄りになつて、統一見解としてお出しになつたのかどうか、このことなんです。

○政府委員(中野文門君) 私、この統一見解とおっしゃられることが、この段階において、私がちよつと不敏でございまして、十分に了得ができておらず、結局、御指摘のようになり、競馬あるは競輪、小型自動車競走、モーターボート競走等に關する現行制度と、これら公営競技全体に對する今後の基本方針について意見を抽象的に聞いたわけで、それに対して、抽象的にいまいしょうか、そのとおりの文言でございまして、それに対する十三項目にわたる内容を持つこの答申が出て参りまして、その中の十二の中でこの法律の規定が細部にわたり過ぎておると認められる点が少なくないから、これを簡素化をはかるといふ答申がなされたので、なされたこの答申に對して、われわれはこの答申を、この十二項目は単に十二項目でございせんが、答申の内容全部についてこれを尊重する基礎に立つて、具体的には競馬法の改正作業をやつたのだと、こういうことでございまして、これはもう法律を簡素化せよということ、これは答申の内容でございまして、答申そのものには對

して、この統一見解ということ、どういふことになるのか、統一見解というのがわからぬのがね。

○清澤俊英君 私の聞いていることはごく簡単です。私の聞いていることは簡単だから、あなたの解釈じゃない、各省と御相談なさつたかどうかというのを聞いています。しないならしないでけつこうなんです。

○政府委員(中野文門君) 各省と相談をいたしておりました。

○政府委員(森茂雄君) 先ほど天田委員の御質問の際に、ちよつと留保いたしました点がございまして、お答えいたします。先ほど公営競技調査会の権限に關すること、建議権があるかどうかという御質問であつたわけでありまして、建議権につきましては、内閣設置法第十五条によつて規定されております。二十三三三の調査会、委員会がございまして、法律によつて公営競技調査会として別表に掲げて、内閣の付属機関として第十五条で設置されております。この規定に基づきまして内閣の政令で昭和三十六年二月に公布になりました公営競技調査会の権限といふことで、第一条に書かれております事項からいまして、内閣の諮問に應じて公営競技の事項について審議するといふことでありまして、競技調査会自身が内閣の諮問がなく、独自に意見を述べるといふ規定はございせん。さういふことであります。したが

政令に落したりするべきでない、抽象論をいたしまして、政府側といたしまして、必要な事項は立法するといふことでございまして、だんだんお述べになりました原則、この事項じゃなく、一般原則をいたしまして、私は天田委員のおっしゃるのとおりだと思ひます。

○天田勝正君 はなはだ満足してよろしい答弁になつて参りましたから、先へ進みますが、念のために申し上げます、今御答弁があつたとおあり、今局長はちよつと間違つた言葉を用いたか、あとで速記録を直していただければいいと思ひますが、内閣設置法ではございせん。総理府の設置法第十五条によつて各調査会や何か列記されておつて、そのうちのつに公営競技調査会といふものも確かにある。あるけれども、これは簡単でしてね。御承知のとおり、名前が書いてあつて、これこれのことをやる、今おっしゃつたとおりのことをやる、あとは施行令に譲られてゐる。この施行令もさういふ簡便なものです。これは確かに建議権などはないのでありますから、それです。建議権のないものがあつた差し出がましい言葉を用いて、立法府の権能まで制肘とはいわなければ、當を得ない。この際は例示しておくれども、税制調査会のごとき、これこそ幾らに税金をする、税率を幾らにしなければならぬ、幾ら減税するといふふうな、法律に入つてこなければどうにもならない調査会でございます。これこれの税率、これこれの減税、これこれとこれこれの税金の調整はこうといふことは、列記はするけれども、法律にさういふもの

は書かないで、政令のほうにたくさん委ねろといふような答申をするものはないんですよ。だから異例だ。しかし、だんだんと、私の言つての意味が了解されましたので、この点はこの程度にしまして、先へ進みます。

もう一つ、過日、これはたしか局長の答弁であつたと思ひますが、今回の改正によつて競技種目のうち、やめる部分もある。半面ふやす部分がある。そこで、ふやす部分については、ギャンブルといふものは目新しい競技を加えるといふときには、必ず射幸心をそそるといふ結果になるのだ。こういうことを私は指摘したのである。それで、結局これについては、やめる部分はよろしいけれども、新しく加える部分は、何とか政府側においてこれを直すといふ考えはあるかないか、これについて次の機会までにひとつ考へてきてもらいたい、さういふことを申し上げたはずであります、これに對するひとつ答弁を求めます。

○政府委員(森茂雄君) 御指摘の点は、新しい競技法としましては、競馬投票の連勝複式の問題でございまして、これにつきましては、外国の事例等も調査会で調べました。かつ、関係団体等でもいろいろ議論をいたしまして結果、現在の関係者といつたしましては、連勝複式よりも連勝複式のほうに的中率が高くなり、いわゆる、何といひますか、投票といひますか、かけの弊害をそのほうは正されるという見解が、大体ほかの競技法でも一致したところがございます。ただ、競技によりましてワクの振り方等につきまして、いろいろ議論のあるところでございます。私どももいたしましては、勝馬投票法につきまして、投票それ自体

○政府委員(森茂雄君) たゞいまの言ひです。それより人問三番に

につきましては競輪、モーター・ボート、競馬等統一してやっておる現状でございませう。競馬は競馬の歴史もあり沿革もあり、かつ馬のスポーツという観点から、相当違った性質として、その関係者また私どもも考えております。そういう意味におきまして的中率、今度の新しい競馬法の施行につきましては、その方法が的中率を上げていく、射幸心の過熱を防ぐ、こういう意味において競馬についても適当だと考えておりますが、各公正競馬の運営に熱心な方々の御意見も伺いまして、そうして実行上どういうレースにどういう、何頭ぐらいのレースにどういうふうにとるかということにつきましては、現に私ども公正な競馬を健全娯楽として楽しんでいただけたというように、従来のほうとしても弊害が一面においてあるものでは、その弊害を是正すべく、具体的にどういう方法、どういう頭数の場合どういう方法をとるか慎重に検討いたしました。今までの弊害を極力是正して参らうと存じます。

○天田勝正君 それでは、私は局長の言うように当たる事を多くすることによって射幸心の過熱を抑ええる、こういう見解もまあできるかと思ひます。しかし私の見解のように、新しい種目を加えれば、それだけやはり射幸心の過熱は高まるという見解も、これは政府側で否定できないと思ひ、いづれもこれは実例に基礎をおいて議論しておるわけですね。ですから、私の言いかたも決して否定はできないはずなんです。ですから、私は施行命令かなんかで、法律は手厚い何しろ多数なんですから今回通るであらうが、しかし一般国民に及ぼす影響が悪い面ばかり出てきているから改正するというのは、ギャンブルなどではまことに好ましくないものでありますから、そこで施行命令かなんかでどうなんですか。ある公正競馬、これは幾つあるんだか、八つくらいあるんだか、場所はある。ある公正競馬場においては、政府側が今考えているように連勝複式というのか、そういうものを用いる。あるところにおいてはそれをまず用いずに従来の重勝式だけをやる、こういう適用の仕方をしてみて、テストをする。そうすれば過熱になるかならないかがわかって、国民に悪影響を及ぼさないという保障もできるかと思ひますが、その点に対する考え方はどうですか。

○政府委員(森茂雄) 天田先生の御意見、新しい方法をとる場合のいろいろ御意見もありました。私も気持ちにおいてわからぬわけではございません。今、御提案の施行上の点につきましても、目的はやはり公正競馬をやつて現在の弊害を直していくということなのでございまして、天田委員の御提案の方法も一つの方法だと思ひます。同様の趣旨で私どもも十分検討いたしました。テストということも一つの方法だと思ひます。目的達成のために努力したいと思ひます。

○天田勝正君 次に、要綱の九と十四のところでございます。事例は同じこととありまして、過日藤野さんからも質問があったと私は記憶しておりますが、馬の改良増殖これは一体どういうことをするの、私にはどうも「増殖」というに至つては、さっぱり理解ができません。それは三十六国会に各党、政府側からと、三党の農業基本法が本院において審議されました際、私もわが党案の答弁に立つた一人でありまして、

が、その際に、十年後の見通しについて、私としては牛は何頭、馬は何頭、豚は何頭、すべて、粗雑でありますけれども計算をして出したのであります。どうも、過去の実績からいろいろ類推してみまして、馬のほうは増殖どころか、どうやっても十萬頭は減つちまう。これは最低限ですが、そういう数字しか私の計算では出てこなかった。これは無理からぬこととございまして、競馬の頭数をおそろしくふやすという方針ならば別だけれども、この答申から見ても、なるべくならこれも押さえていきたいという考えに立つての今度の改正なんです。競走馬をそうふやすはずがない。それから競馬等を見ると、これは主として積雪地においては、昔、自動車が入つて参りました。事実冬になりますと馬専門といつてもいいくらい。そうでなければどうにもならなかった。しかるところ、近ごろになりますとスノー・キャットというよりなえらいものが出てきて、競馬なんかやめてしまつてスノー・キャットでも置くようになってきた。でありますから、冬専門の交通機関としての馬の使命といふものはこれで失われちゃう。それでえらい勢いでこれにかわつてきているのです。おまけにこの値段が馬二頭分も出せばスノー・キャットが買えるというに至つては、とてもこれはそれこそ数年ならずして競馬としての使命といふものはほとんどゼロに近くなるのではないかと私は思ふのです。そういう見解を私は持つておるのですが、政府側のこの「改良増殖」といふのは、どういふ部分を改良しようというものを増殖するのですか。

○政府委員(森茂雄) ただいまの畜産振興に充てる目的の冠といたしまして、「馬の改良増殖」という規定をまず先に引つ張り出して、「その他畜産の振興」という表示をいたしたわけでありませう。御指摘のように、長期計画としてはだんだんと馬が漸減していく。現在でも六十萬頭、将来を見越しますとだんだん減つていくという趨勢にあります。ただ、地域的には非常にまだ重要な役目を努めておる点もございまして、ここで特に書きましたのは、競馬に關しまして相当過去における沿革あるいは歴史的な発展の過程等で、冠といたしまして、畜産振興の冠といたしまして書き出したわけでございます。政府の将来の見通しといたしましては、先生の御おっしゃるとおりでございます。

○天田勝正君 そうだろうと思ひます。それから、これはもうしたギャンブルをだんだんやめる方向へ持つていくとすれば、その速度のある馬を増殖しないかつても、同じような馬を競走させれば、それは見る者には興味があると思ひます。いわばノミを走らせる競走であつても、それはそれなりに興味があるものであつて、ただ、ノミでは何せ大ぜいが見るわけにいかない、がたいの大きい馬が都合がいい、それだけのことだと思ひます。早いかおそいかの競走ならノミだつて何だつて同じことなんです。馬のうちでは最も足のおそいのだけ競走させたつて、やっぱり私は投票券は売れると、こう考えるので、そのほうの増殖などは、今のようにな答弁で、あまり実は考えていないのだと、ただ枕言葉としてこれを用いたというのならば、こんなものはやめちやつたらどうですか、どうせ必要悪

なんです。それよりも人間生活に必要な牛や豚のほうを増殖すると、こういうほうがすっきりしていいのであつて、必要悪だから、やむを得ない、残すけれども、しかし、その利益はあげて他の成長部門のほうの改良増殖に資するのだと、こういうほうがきれいだと思ひますが、どうですか。

○政府委員(森茂雄) 先生のおっしゃることはよくわかるわけでありませう。いろいろ沿革なり、歴史なり、発展の過程におきましてはびたり当てはまつた文句でございましてけれども、そういう点はまさにあるわけでございますが、競馬という歴史的、沿革的等の關係からそういう枕言葉を用いておるわけでありませう。私のほうにいたしましては、今後なるべく発展していく酪農その他の畜産振興施設に邁進するよう努力したいと思ひます。ただ、まだまだ馬で重要な役割を努めておる点もございまして、そういう点には深甚な注意を払つて、そうして農村の振興につきまして努力したいと思ひます。

○天田勝正君 次に、過日もちよつと伺ひましたが、この評議員の資格でございまして、学識経験の分について、私はこれをギャンブルになれた者が経験が高いと、盛んに馬券を買つた人が経験者かというので質問したわけですが、これも、これは別のお答えがございました。それで、今聞かしたのは関係行政機関の職員と、何せ二十五名と数は限定されておるのですから、その関係行政機関の職員と、学識経験というものの数、比率、そういうものはどうされるのか。それから関係行政機関の職員という人はどういうワケで任命される

のですか。だれを任命するという答へはなくてもよろしいです、それはわからないでしょうから。そうでなく閣僚行政機関とはどういうもので、その閣僚行政機関のどういう職責についてのものを何割なり何人なり任命するつもりか、こういうことです。

○政府委員(森茂雄君) 関係行政機関の規定を入れましたのは、騎手の免許、馬主の登録、その他競技に関するとして審判員、その他の養成をはかる関係上、各都道府県が競馬を施行いたします、そういう関係から十分地方公共団体でありまして委嘱いたしました者につきまして委嘱いたしました、そうして公正競馬の施行上の点から意見を聞くために、関係行政機関のその競馬施行の責任者、それからもう一つは数の問題でございますが、ただいまのところ何名々々ということではきまっていますませんが、相当大部分の方が関係行政機関から入る、入るといいますか、委嘱して、そうして公正競馬の仕事が一つありますので、もう一つは畜産振興の仕事があります、交付金を分ける、こういう仕事がありますので、そういう関係の責任者の方等も参照していただくように考えております。

○**天田勝正** 其の齢が二十五人に限定されているわけですから、学識経験者も入れるとすれば、十人くらい入れれば、あと行政機関から入るのは十五名というところに自然なちやう。自然なちやうと、各都道府県の数からすれば、つまりそういう責任者といへば、われわれの頭に浮かぶのは畜産課長ですか、そういうことにならうと思うのですけれども、それを出せる県もあるし、出せない県もあるわけでしょう、自然。そういう出し方というのは

政令にゆだねられておるのだらうと思
いますけれども、今予定されておる政
令によれば、それじやという県のも
のを出そうとなさるのですか、その点
伺いたい。各県から出すというのなら
わかるけれども、そうじやないでしょ
う。

○政府委員(新虎雄名) 競馬をやつておる県のうちから、大体、たとえば關東地方で申しますと、關東の四県は現在でも連絡會、あるいは事務組合等を設けてよく連絡をいたしております。それらの都道府県の方々との御意見を伺ひまして、ブロックごとにお話し合ひを願ひまして、そうして十分各都道府県の競馬施行上の意見を聞き得るやうにいたしたいと考えております。あまり多数になりましたら、また事業計画その他の審議に差しつかえるものですから、十分各都道府県の話し合いによりまして、たとえば東京地方を例にあげますれば、東京、神奈川、埼玉、千葉等は非常に競馬運営について連絡してやつております。どの県で今退出すかというようなことは、各県等で相談していただいて、じつくり二十五名で御審査いただくようにお願いしたいと存じます。

○天田勝正君　あまり多数でなくて、法律で二十五名という頭数はきまつてゐるのだから、多数になる氣づかひはない。それ各には間違ひのないのだけれども、二十五名には間違ひのないといふなら、案外すんなりといくであらうけれども、それ各都道府県で出すといふけれども、出せる県も出せない県もある、そこをどうするかと、こゝ聞いておるわけです。そうすると、それはあまり各県でやるから、なるべく出さうというところで数がよけいになつちゃうと、学識経験者のほうがまたえらく

はね返つて滅つちまうのじゃないですか。何せワクは二十五しかないのだから。そのワクの中で案配するわけでしょう。そうすると結局、さつきのま
だきまつておりませんということからすると、その各地方庁から要求がある
と、どんどん学識経験者に予定して
あつたほうに攻め込んでいつて、学識
経験者がなくなつてしまふ、こういう
ことにもなり得るのですか、どうい
うことなんですか。これは、だから学識
経験者が何%というよりなことが基準
としてなければおかしいと思うのです
がね。

○政府委員（森茂雄君） 私どもといたしましては、都道府県につきまして、従来とも地方競馬施行に關しましていろいろ関係府県の御意見を伺つております。大体ブロックごとにあるいは二名で御意見がまとまつてゐると思ひます。そういう意味におきまして、少なくとも考え方としては、半数あるいは三分の一ぐらゐを学識経験者で埋めたいと考えております。

単ですから、簡単に答えてもらえばいいのです。何か、今の答弁は、半数あるいは三分の一などというようなこと

であいいまいで、結局私が指摘したように、各地方庁から要求が強ければ、ついつい学識経験者のほうが、限定されておられないがゆえに、そのしわ寄せを食って、そのほうがきわめて少なくなっていく、そのこともあり得るのではありませんか、あり得るのか、あり得ないのか、それだけ答えてもらえばいいのです。

○政府委員（森茂雄吉） この立案にあたりまして、都道府県の意見を聞いておきますので、そういうことがないようにしたいと思います。

○清澤俊英君 関連。おかしいじゃないですか、大ていの場合、施行者側何名、学識経験者何名というふうに大体分けて出ておるのでしょうか。それを聞いているのじゃないですか。何もめんどろなことを言う必要は何もないのですよ。それはどう出すとか、これはどう出すとか、実際の行政を行なっている上に、問題が起きると悪いから、あなた方はブロックごとに相談させて、かりに二十五名のうち、主催者側十名なら十名を割り当てるというふうに、あらかじめ二十五名ということをかきめる際に、大ワクぐらいいはちゃんときめ

ておいていいのじゃないかということ
を聞いているのです。別なことを幾ら
言っても、それは話になりませんです
よ。これはごく簡単なものなんです。

○政府委員(森虎雄君) ただいまのと
ころでは、学識経験者十名、施行者団
体関係で十五名という予定でありま
す。

○天田勝正君 次に移ります。答申の
4のところを見て下さい。ここにいろい

ろなことが書いてあります。われわれ
どももキャンブルに学識経験がない者
にはわからないことがございますから
聞くのですが、そのうちの(イ)(ロ)(ハ)の

(四)ここに「以上に関連して枠のくくり方についても所要の改正を加える。また、特に紛争の起る危険性のある枠のくくり方はこれを改善若しくは廃止する」と、こうある。こういう今回の改正法律で受けたのは、どうも私はこのの意味がわからなかつたので、だんだん読んでいったところが、附録第一というところが該当するのではないかと、こういうふうに勝手に自分で思ったのですけれども、それに間違ひありませんか。

○政府委員(森達雄君) ただいま4のワクのくくり方についての御質問でございますが、それは第六条の勝馬投票法に関連する問題でございます。したがっていまして、第六条の下段の勝馬投票法の種類の組み合わせ及び限定その他の実施の方法につきましては省令で定めることにいたしました。ワクのくくり方で問題になりますのは、一ワク複数か単数か、こういうようなことが問題になっておるわけでございます。

○天田勝正君 だから、附録第一なののか、こう聞いておるのです。附録第一、これじゃないかと自分は思うが、

これで間違ひありませんかと聞いておる。間違ひないかどうか答えて下さる。

○政府委員(森茂雄君) 現行法の附録第一はそれに関する問題でございます。

○天田勝正君 そうしますと、この附録第一でどうしてこの答申の「特に紛争の起る危険性のある種のくくり方はこれを改善若しくは廃止する。」という

のは、それがギャンブルに学識経験のないわれわれにはわからないので、そのところを、さっきから言う、答申をどういふふうに尊重してこうなった

のか、それを説明して下さい。

○政府委員(森虎雄) ワクのくぐり方で、現在一ワクから六ワクまできめておりますが、競馬で一ワクに多数の馬が入った場合におきまして、タイムやいろいろの調子から、一番有力馬といふものが発走前に取り消しになる、投票が行なわれた以後におきまして発走前に取り消しになる。そういうことになりますと、そのファンの馬の能力などの研究の結果と違うようなレースが行なわれる。そこが問題でございます。

ので所要の改正を加える、こう答申しているのですから、その所要の改正の予定は何だ、どういふものですかと聞いておる。そうすると連勝式を多くしたから何だとかほかの説明をされまうから困る。この「枠のくり方」といふものはどういふふうにするにすればよくなるのか。それから、特に「紛争の起る危険性のある枠のくり方」はこれは改善若しくは廃止する。このことはどう廃止されど改善されたのか。これを法律でいへば六条に省令で定める、こうなっているのだから、その省令の予定はどういふものか、どういふふうに改正されるのですか、こう聞いています。

○政府委員(森茂雄吉) いろいろ施行者の都道府県の意見を聞くことが前提でございまして、事務当局として考えておられますのは、一ワク一頭で八ワク制をしまして、九頭以上は単勝式、複勝式でやってみて、一ワク一頭、二頭置かない、複勝式でない。それで九頭以上は単勝式、複勝式の投票方式をやってみようというのを一案として考えておられます。

○清澤俊英君 ちよつと委員長に注意しておきますが、委員長、きのうのような議事の取扱いはやめてもらいたい。関連質問が本質問になつてしまつて、いつになつたらきがつくかわからぬような……。

○委員(堀原茂喜君) かしこまりました。

○清澤俊英君 実際私としては不満だつたけれども……。

○委員(堀原茂喜君) その趣旨でお願いいたします。

○清澤俊英君 それで、まずお伺いしたいことは、私はたいしてめんどうな

ことは言いません。が、この趣旨が、この法律を改正する何かこの間からの説明を聞いておられますと、競馬の全国協会ですか、これを作りますことは、結局、競馬をやっているものは限定せられたところでやっていると限定されたが、その上がものをあつた程度集めて、そうしていろいろものをやらない方面にひとつ向けてやるのだ、こういう御説明があつたと思うのですが、それは間違いないですか。

○政府委員(森茂雄吉) そのとおりであります。

○清澤俊英君 そうしますと、そうしました結果で先日ですか、ちよつだいしました資料によりますと、地方競馬について、要綱の第二、第三等によりまして勘案して行つた場合、要綱の第七でどれくらいいふものが、この全国協会に金が入つて運用しておられるのか、あの資料をちよつだいして見ますと、第二号によるものが約一億円、それから第一号によるものが、これが約三億三千六百万円ですか、切り上げてこれだけの金がある。そうしますと、大体これを中心にしてお伺いしますが、この協会を新たに作つて、職員等はどれくらい整備せられるのか。

○政府委員(森茂雄吉) 約職員は六、七十名になると思ひます。

○清澤俊英君 それで、総体の一年の運用はどれくらいかかるのです。この協会の経常費といふものをどれくらい見ておられるのか。六、七十人をまかなつていければ、どれくらいになるとおられるか。

○政府委員(森茂雄吉) 事務内容から申し上げますと、全国二十カ所、騎手の受給者の二千名程度を対象にいた

しております。登録につきましては、馬主が千名、馬が千八百頭登録される見込みであります。したがって、専門職員、すなわち審判、発走、投票の設置、派遣でございまして、これは約四十名を要すると思ひますが、これは五主権者の要請によつて、各競馬場に派遣してやることにいたしてあります。騎手養成につきましては、養成所を設置いたしまして、質の向上に役立てるために、二百名程度を収容して教育する予定であります。そういうような経費等が約一億円を要するわけでありまう。

○清澤俊英君 私の聞いているのは、そういうことを聞いているのじゃないでしよう。全国協会といふものを持たれ、そこでこういふことをやること、あなたの今おっしゃっていることを聞いてみると、いろいろなことをやるのだと言つたら、七十名くらいいると、ちよつと。そうすると、そこには会長もいれば監事もいれば、理事も今度出てきますし、あるいは評議員も出てくる。そういうものを運用していった場合、総体の一年間の経費をどれくらいに見てなると、こういふことを聞いている。よけいな、めんどろなことを言わぬでもいいた。

○清澤俊英君 ちよつとお伺いするの、今までのこの団体といふものがやつていないのじゃない、競馬協会で、何といふのですか、全国公営競馬主催者協議会といふものを組織しているのです。これもやはり同じようなことをやつていたのだ。それをなお切りかえていく、こういふのですかね。

○政府委員(森茂雄吉) 資料として提出いたします。

○清澤俊英君 今までのこの団体といふものがやつていないのじゃない、競馬協会で、何といふのですか、全国公営競馬主催者協議会といふものを組織しているのです。これもやはり同じようなことをやつていたのだ。それをなお切りかえていく、こういふのですかね。

○政府委員(森茂雄吉) 資料として提出いたします。

○清澤俊英君 今までのこの団体といふものがやつていないのじゃない、競馬協会で、何といふのですか、全国公営競馬主催者協議会といふものを組織しているのです。これもやはり同じようなことをやつていたのだ。それをなお切りかえていく、こういふのですかね。

○政府委員(森茂雄吉) 資料として提出いたします。

○政府委員(森茂雄吉) 地方競馬全国協会の歳入歳出として私どもが現在もくらんでおりますのは、一億二千二百万円、事務費七千万円、それから事業費三千三百万円、その他予備費等で一千万円等を予定しておるわけでありまう。そのほかに、畜産振興費として、配分金を三億二千万円程度予定しておるわけでありまう。

○清澤俊英君 これは資料で出して下さい、今言つたつてだめですから。

○清澤俊英君 今お伺いしてれば、大体、一億八千万円とか三千万円とかかかるというのでしよう。大体が、四億くらいいふもの、その差額より多い額の振興費なんといふものは出るわけがないですよ。今ちよつと聞いたところでは、耳の間違いかもしれないが、これは簡単ですから、資料を出してもらいたい。

○政府委員(森茂雄吉) 資料として提出いたします。

○清澤俊英君 今までのこの団体といふものがやつていないのじゃない、競馬協会で、何といふのですか、全国公営競馬主催者協議会といふものを組織しているのです。これもやはり同じようなことをやつていたのだ。それをなお切りかえていく、こういふのですかね。

○政府委員(森茂雄吉) 資料として提出いたします。

○清澤俊英君 今までのこの団体といふものがやつていないのじゃない、競馬協会で、何といふのですか、全国公営競馬主催者協議会といふものを組織しているのです。これもやはり同じようなことをやつていたのだ。それをなお切りかえていく、こういふのですかね。

○政府委員(森茂雄吉) 資料として提出いたします。

○政府委員(森茂雄吉) 主催者協議会は、施行者団体が任意にやつております協議会でございます。免許権、登録権等は、各施行団体が現在持っているわけでございまして、したがって、任意団体でございます。騎手の取り消しだとかいろいろありますが、現在法制上のことはできないわけでございます。

○清澤俊英君 今まではこれを見て、どうも屋上屋を重ねるのじゃないかと思ひます。大体きのお伺いいたしましたところでは、第一項の交付金を法律によつて出して、それが大体この表で見ますと、非常に限定した数になつていまして、そうしてあとのほうのものは、この表を見て参りますと、非常に収益の少ないものだ。大体何かべらぼうにもうかつていふかと思ひます。この表の現に第一項、第二項の定率を納められるものを除いたものは、非常に低い収益金に下がつていまして、総体の一割くらいしか持つていない。一割みないで持っているでしよう。これを見ますと、それが第一号によつて、このうちからまた千分の一くらい出さなければならぬ。千分の一から千分の三の範囲で算出する予定である、こうあなた方は言つておられる。それで、それから一億円全体の上で吸い上げる、こういふのでしよう。だから、きのうもお伺いしました点は、その点なんです。こういふものを無理して取るというふうなことが、はたしてできる競馬施行者ですか、町村があるのかないのか。私は長岡などの場合を例にして、現にそういふものを納める余地がないようになっていふものさへあるのに、こういふものを取つていいのかどうか、こういふことを言ひました

ら、あなたは第二項だけを説明して下さったのだ。二項において六千万円以下の収入のものは取らないのだ。今度は資料を見ますれば、やはり賦課金として第一号によって課せられる、こうなっているのだ。これはおかしいですね。それまでにしてこれを作つて、そうしてなおそれからこの協会が、ここにある法律によりますれば、馬の増殖とかの関係と、他の畜産に金を出す、こういうふうにいわれている。そういうふうにはたして、私はどれくらいのものでどういふ方法で分けられるかしないものを、そういうものが公平に分けられるかどうか、たかだか一億か八千万円ぐらいのものがかりにあったとしても、まず馬の団体に充てるのでしよう。そして馬のほうの増殖と改良をやつていくのだと、そしてその次にわずかに畜産という文字をつけたにすぎない。そういうことが実際この四億でもつてそれまでにくまなくできるものかどうかとこう言っているのです。

○政府委員(森茂雄) 第二十三条の二の規定に関する御質問であります。が、第二十三条の二の第一号は、この売得金の額に応じてこれに相当する額とすること、一回の開催の売り上げの六千万円以下のものは切つておりません。そういう意味におきまして収益の上からいふような、非常に売り上げの少ないようなところは該当しないといふことになります。清澤さんの御指摘の第二号の、一回の開催による場合の千分の四以内において、これは各資料で御説明いたしましたように、千分の一ないし千分の二・五でさしあつてやります。こういう問題につきましても、全国協会が一から五号の規定までによりまして騎手の免許、馬の登録、

馬主の登録、その他訓練等をやる事項についてであります。一億円のそれは財源をどうやって取るかということ、第二十三条の二の二号の規定でございます。収益金の非常に少ないところ、一律にとつてやつたら困るじゃないか、まさにそのとおりであります。私もどなたもいふことは、収益の多いところから、十分、公正競馬の運営上各地におきます売り上げの状況を見て、範囲は限定して、最高は限定しておきますけれども、そういう意味で第一号の規定はそのままです。別表に法律に掲げてあります率で取つてしまふことが、最大限度五千万円以上といふことで押さえてあります。第二号は率にきめてあります。省令で定めるようにいたしまして、そうしてやはりこれは公正競馬をやつていく意味の仕事でございます。その少ないところには負担の少ないようにやつていきたいと思います。それからこの協会の仕事についてであります。一億円程度のものは、公正競馬施行のほうに充てまして別表でびしびし取つていきますが、現在、表で掲げてあります三億程度のものにつきましても、畜産振興に、各都道府県の御意見を伺つて充當して参りたいと存するわけであります。

○清澤俊英君 私ほちよつと間違つたから訂正しますが、第一号と二号をさかさに解釈してしまつて、これを見ますと、あなたの言うとおりで、大体あなた、書いた資料が出てくるのだから、こういう資料だと何かといふことはやめて下さい。時間がかかつてしまふが、

そこで私の考えでは、今五千万円と言われるけれども、六千万円以上の収益を上げておるところは非常に膨大な収益を上げておられるのだ、これは非常に膨大な収益になっていませうか、売得金計額ワケからこれを見まして。

○政府委員(森茂雄) そのとおりであります。

○清澤俊英君 その問題だと思ふのです。ほんとうに畜産振興に、馬の改良増殖にやつていくと、そして一番先に趣旨を述べられたように、たくさん集まることから持ってきて、全国的にこれをやらなくとも、こゝろにばらまくと、こういうのでしよう。そこで一番先にそれを私は聞いたのです。それであるならば、むしろもつとこゝろいふものを納められる非常に莫大な利益のあるところから、これからもちつて、受け取つて国庫へ納付さしたらいじやないかと思ふのです。納付させることが私はこれが一番いいんじゃないかと思ふ。そういう規定になることが一番いいんじゃないかと思ふ。そういう丁解を取りつておくことが、一番やり方が正しいんじゃないかと思ふ。大体幾らになりますか、この総体の売上所得といふものは、これは百万円単位です、四百三十五億といふんじゃないですか、それを四百三十五億のうち三億三千五百、六百万円といふものを、一割にも足りないものを出して、あとはちゃんと残しておく、そして現実的にここにあります、さつき私も言つたとおり、ほかのところでは、大体この一割にも足りない収益しか持たない、でちよつと、まごつくと、損をしているところがある。そういうところから持つてきたものを、集めたようなことをやつて、わざわざ協会を作つていく。そしてその金はわずかでありますけれども、わずかだから問題に

なると私は思ふ。これは一体だれが分けるのですか、どういふ数字についてこれをだれが全国に分けていくのですか。畜産振興として分けていくのか。今までは馬の関係の団体に、あの主催者協会ですか、これに補助金として二千五百万円ずつ出しておつた。これならまだ話がわかる。今度は畜産振興等をするために、わずか一億余るか、二億余るかかわらない、四億しかないのですから、この膨大な仕事を全部やつたときならば、私は相当額だと思ふ。約二億くらいかかるんじゃないかと思ふ。そうすると二億しかない、二億くらいいふものを、一体だれがどうばらまくのか、その点が私はどうもわからない。その点について何とおきたい。

○政府委員(森茂雄) 第一点は、売上金に関する収益について国庫に納付したかどうか、これは現在地方公共団体がやつておるものから、現在それを公共団体で先ほどお配りしました用途に運用しているわけでございます。これを国庫に入れるといふこと、あるいは税金あるいは国庫に入れるといふことも一つの方法だと思ふが、現段階におきまして自治省と相談した結果、そういう結論になつたわけでございます。

第二点の点でございますが、第二十三条の二の第一号と二号、これは特別勘定を設けて、吸い上げた金は畜産振興に充てる。公正競馬施行のための一億程度の金の問題でございますが、これは各施行者団体がもつと充実にやれといふことになりまして、千分の四まで引き上げられることになるわけでございます。あくまでもこれは十分相談して合意でやつて参りたいと思

います。それからこれは畜産振興の手をつけてはならぬ特別勘定を置いて、六千万円以上の売り上げのところに、一定率で累進しておりますが、それで吸い上げられました金につきましては、協会が事業計画を立てる、かつ学識経験者等の評議員会の意見を聞きまして、そして計画を農林大臣に出してくるわけでありまして。農林省にいたしましては、都道府県の意見を十分に伺ひまして、そして農林省の指揮によりまして適正な交付をはかつて参りたいと存じます。

○清澤俊英君 あなたのおっしゃつておられるところを聞きますと、ちよつとどうもお伺ひしていることとお答えがちよつとずれておるようです。私はしつとでわからぬのですから、だから無理なことをお伺ひするかもしれないから、その点腹の中に置いてもらつて答弁してもらはないといけません。とにかくこの地方競馬全国協会といふものを、四億で運営していく。そうすると、その運営費といふものが、大体二億足らずと、さつき一億八千幾らと言われている。それくらいかかるだろうと私は思ふのだ。そうすると、四億しかないのに二億足らずのものを出すから、あと二億しかないのです。これが私の第一なんです。そして、しかもそれを分ける際には、いろいろのことを言われているけれども、これが一番先に、趣旨が私からいふのがそれなんです。競馬をやつておる県にはやらないでいいですよ。これは吸い上げておつて、競馬をやらない県へまづくんだと、こういうお話なんですが、二億くらのものをまいても何にもならぬのじゃないかといふことが一つなんです。大膽をやら

て……。それが一つですよ。まだありますよ。私はほかに言うことはあるけれども、この点は言うのです。大体この二億のものを競馬をやらない県に分けるのは、どうして分ける、こう聞いているのです。集まってくるものはわずか十名の学識経験者であり、大体施行者が集まってきているわけです。あと十五名は、あなたさつきそう言ったでしよう、評議員というのはそれなんだでしょう。そうしますと、時によると非常に不公平も出てくるであろうし、大体この法律をずっと、本案を読んで見ますと、馬のほうに第一の力点が置かれているわけなんだ。馬に置かれているの

ば、これだけの金を出しておくといふことのできる、できるところから集めてきて、馬の全部に均配させるといふならば話はわかるけれども、四百三十五億、六億からある利益の中から三億三千六百万円、これは切り上げてみな言っているのですけれども、わずかほんの一割足らずのものを集めてくる、これじゃおかしいじゃないかと言ふのです。初志が本物でありますならば、この五〇％くらい何とか取つて置くことを考えたらいいじゃないか、こういう私の行き方なんです。そろそろきまずまいけれども、私はそう考えます。

ういふ考え方で、地元で十分社会事業、畜産振興に使つていただき、その一部を吸い上げまして、そうして、それはささやかでございますけれども、競馬の金をぜひ畜産振興に充てたい、こういう悲願を実現せんとするものであります。

○清澤俊英君　あなたのさつきから何
べんも言うておられる趣旨なんだか
ら、わかっておるのです。あなたの
おっしゃることはわかっておるん
です。わかっているけれども、さつき
わしが総売上の六千万円以上の売り上
げのあるところのものが、あなたのこの資
料によりますれば、総計が四百三十五

か、いろいろの復興計画を立てております。今後は明記されましたように、社会福祉事業、畜産振興のほうにぜひ充てていただきたいということで、法文に明示したわけであります。社会事業等の関係について吸い上げるといふことは、ひとつの意見であります。競輪等ではそういうことを十分考えております。私どもといたしましては、畜産振興に何かこれを資したい、こういうことで、その一割程度、自治省ともお話し合いの結果、御了承を願ひまして立案したものでございます。

○清澤俊英君　まちつと誤解しないような、はっきりしたものを出して下さいな。

第二号の財産のほうから運営していた
 だ、こういうことで減ることのない
 ようにいたしておるわけでありませう。
 ○清澤俊英君 さつきからお伺いして
 いるのは、三億三千万円を法律で特別
 会計にして置くでせう。それを全国
 に分けるというなら、競馬に關係ない
 ところに分けるというのですから
 さつきの、私の一番さつきお伺いした
 のは、あなたの言い方は、この提案の
 説明のとき、協会を作ることは、競馬
 をやらないところなどは一つも入ら
 ないから、そういうところへひとつ配
 るためにこういう措置をとったのだ、こ
 う言われておるのだから、そういう非

です、力点が。第二番目に、ただ小さくそのあとへ畜産等というの、あんなた考え違いをしておる。この法律を説んでみますと、結局すれば社会福祉というものはいいですよ。この協会の中にはない、わからないですか。私はその点をお伺いしている。わずか一億円くらいのを、馬は関係者ですから、関係団体が一番よく知っているから、これは分かつると思つて下さい。

○政府委員(森茂雄君) きょうお配りしました六ページの資料に関連しての御質問でございますが、売上金の四百三十五億のうち、大体収益として総平均すれば一応約四十三億程度地方公共団体に残るわけであります。したがって、いまして、地方公共団体が四十三億をどうやって分けますかということは、畜産振興、その他社会福祉事業に地元

六億、あるというのだ、私はさつき一割と言ったけれども一分なんだ、一分にも足りない七厘何毛ぐらいしかないんです。そんなものを取ってきよう、ぎょうしく法律に書いて、分けてやるなんていうのはおかしいじゃないかと、言うんです。法律に書いて、畜産振興に使う、馬の改良に使うということならば、これだけの利益のあるものは、

いよ、資料にしてもね。

○安田敏雄君 清澤さんの質問はね、従来の公正競馬の四億の中で、運営費とかその他を引くと二億円しか残らなないだらう、そういうより少ないものもので、今後この第二十三条の三にあるような目的を達成するためには、そのくらい金ではどうにもならないじゃないか、こういうことを聞いている。

常にむずかしい配分は今のいろいろお伺いしておるのでわかりましたが、三億三千万円というものをそういうふうに分けるのに、だれがどういふふうにして分けるかということ。簡単でいいですよ、私の聞いておるのは。

○政府委員(舞茂雄吉)　ちよつと私過去で説明間違つておりましたら訂正させていただきますが、競馬をやってお

畜産にどれだけ向けられるのか、ぎょうぎょうしく法律に書いて、いかにもごもつともらしいことを掲げるけれども、実際はそこまでいっていないのじゃないですか。それがはね返ってきたの私の質問としては、こういう場合特殊地帯、四億円以上は川崎、三億円以上は船橋、二億円以上は名古屋、浦和、一億円以上は中京、それからあと、まあ二つは、あまりこまかくてわからぬところが略しておきますけれども、こういうところであつたとあるのになぜ取らないのですか。この初めての計画は、同じでありますならば、計画でないと考え方が、ほんとにやろうとすれ

ります。その中の、その収益の中の約一割足らずのもの、すなわち三億三千万円程度が、この程度の売り上げになりますれば、これは現に、吸い上げてまして畜産振興に充てていただく、三億三千万円を減らしまして、この二つのワケ、特別会計を設けてまして、三億三千万円の中の公正競馬の旅行や、騎手の免許、訓練費等に使うことはございます。ただ、三億三千万円は非常に少ないじゃないかという御議論もありましたが、地方公共団体の収益が四十三億程度見込まれた場合におきまして、それを全部競馬の収益を地元から上げましてやることは適当でない。こ

ういうことを聞いているのだ、趣旨に沿わないじゃないか。

○政府委員(森茂雄君) 四百三十五億というのは、その中の七、八割程度は払戻金に返しますので、その他運営上の経費がかかりますので、純収益といましては、そうして、約一割四十三億になる予定であります。その中の一割足らずのものを引き上げるのでございまして、三億三千万円になるわけです。充得金というのは充上金でありますから、払い戻しを引きますと、約一割程度というものが地方公共団体の手元に残るわけです。

地方公共団体としては、学校建築と

て申しわけありませんが、第二十三条の二十七で「協会は、第二十三条の二の規定により交付を受けた同条第一号の金額に相当する金額を第二十三条の十二第二項第五号及び第六号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務以外の業務に必要な経費に充てて運用し又は使用してはならない。この限りは規定を置きまして、交付金の第一号に掲げた規定によつて取りました金は、すなわち畜産振興に充当するということとで、特別の勘定を設けまして、それぞれに手をつけずに、全部これは配つていただくということで明文を置きまして、公正競馬の運営には、運営のその

りまして、収益の少ない県には、競馬をやつてない県だけに配るわけではございませんので、その点は、収益がほとんどとんとんで、畜産振興には渡らない、ほとんどとんとんという県には交付をいたします。だから競馬をやつてない県だけに限定いたしておりませんが、畜産振興をはかる上からいって、そういう競馬をやつていない県でもほとんど収益がない、こういう県には交付いたします。そこでその点はいさし間違つて説明したとすれば訂正させていただきます。

それからこの交付金の分け方の問題です、畜産振興に。これは協会で事業計画を立てる、その場合にももちろん各都道府県から意見が出てくると思ひ

ますが、かつ評議員会の議を経まして、農林大臣に分け方の認可申請がきます。私もどなたもいたしますれば、各都道府県の意見も十分聞きまして、行政機関としての都道府県の意見も十分聞きまして、公正に分けたい、こういうふうに考えます。

○清澤俊英君 このところがよくわからなないので。この地方競馬全国協会と関係のない県があるでしょう。これは何とする。その意見をどう聞くのです。聞くも聞かないもない。大体のことはあなたが一番よく知っているだろうと思うのです。どうして意見を聞かれるのです。聞かれればみんなほしいという手を出さないでいいです。

○政府委員(森茂雄君) 農林省といたしましては、行政機関としての各都道府県の希望もありますので、それ等も聞いておく、こういう意味で申し上げたわけでありませう。

○清澤俊英君 幾ら言ってもしょうがないのだが、実際問題としてはおかしいのですよ。関係しないところが、おれもおれも、意見を聞いた手を出さないでいい。大体その調整をどこでするのだ、意見を聞くと言われるが、競馬をやっている町村の意見なら聞くこともできるだろう、組織があるのですから。これに入らない、競馬をやっていない府県というのは意見をどうして聞くのだ。

○政府委員(森茂雄君) 各都道府県の状況につきまして農林省も十分検査しておりますので、農林省におきまして案を十分検討いたしまして、農林大臣が、協会が交付金を分けることにつきまして監督、指揮をいたすわけでありませう。

○清澤俊英君 この点はあなたが今おっしゃるようなあれならば、ちょっと法律を書き換えなければならぬと思うのだ。何か別のことを書かなければならぬ。このままではいけません、他府県なんかへ分けられる筋が出てこないと思ふのです。これは私の意見ですからお答えは要りませんが、そこでもいろいろな、競馬をしていく上の業務の範囲について、馬の登録とか、あるいは騎手の訓練とか騎手の免許とか、そういういろいろなものがあるでしょう。そういうものをやっていく場合に、こういうものを作っていく場合、現在中央競馬会において、これは別々でも、毎年六十億からの金を使っている、競馬事業費として行なっている。中央競馬会においても同じことをやはりやっています。のじゃなにかと思ふのです。なおさら嚴重なあれがあると思ふのです。それとタイアップしてしまえば、二つのものでそんなことをしなくてもいい、それこそ法律の簡素化だと思ふんだ。何かしてこれを一本にしてゆけばこんな複雑多岐な協会などは設ける必要はないんじゃないか、こう思われる。そうして別な法律で吸い上げというものを考えておられるならば、これはいけるということならば、もっと比率も高めて、そうして競馬から集まってきた金を現に中央競馬会のほうでは、何でしよう、前に配られた経費からゆきまして、約五〇%ぐらいになるんですか、それより多いんですか、出ているのはちょっとあれしていますが、相当のパーセンテージを国に交付している。で国のほうではこれに対して大体七五%が畜産振興費、二五%が社会福祉事業費と、こう分けて大蔵

省が配分しているんだと思う、これは、だからそういうものがあるんですから、そつちのほうと一緒にしてしまつたら、大したあれはなくて、こんな無理をしなくても、協会などというものを作って、そこで同じことをい一度金をかけてやらんでもいいじゃないか。だから統一してやるということには私は悪くないと思ふ、趣旨からゆきまします。各県がばらばらでいろいろなことをやっているとよくいいかと思ふ。いかと思ふからその点は問題にしない。そうすると、もう中央競馬会と同じ訓練も何もやっているんだから、そこで一本にまとめて、そこで免許もとすれば問題はないと思ふのだ、技術的にできるんじゃないかと思ふ。二重に経費をかけてがたがたするのはおかしいじゃないか、こういうことなんですか。その点どうお考えになりますか。

○政府委員(森茂雄君) 中央競馬と地方競馬を一本にしまして、機構を充実して一本にする、非常に原則的な、大きな理想の問題でございます。清澤さんの言うことはよくわかります。

○清澤俊英君 そりゃあなんでもいいよ。一本にせよとは言っていない、私は、今これから事務的に行なおうとする業務規定ですね、業務規定のほうにあるでしょう、この範囲の十四だ、要綱の十四、これくらいいものは中央競馬会で一括してやれることじゃないかと言ふんだ。ということは、馬主については、馬主の登録は中央競馬会にしるか、騎手の免許は、中央競馬会において騎手の免許を受けた者以外を用いてはならぬとか、こういうふうにしてここで全部統一してやったら、こんなめんどろな同じことを二つやらんで

もいいじゃないかというのが私の意見だ。中央競馬会へ統一してやらせるといふことは、私はまだ賛否は言っていない。

○政府委員(森茂雄君) 地方競馬は地方競馬でやらし、中央競馬は中央競馬でやらして、そうしてこういうことだけは中央競馬でやらす、これは一つの御意見だと思ふますが、やはり施行者も違ひますので、それから、こういう方法がベターじゃないかというところで立案したわけでございます。清澤さんの御意見も一つ御意見だと思ひます。

○清澤俊英君 それではこれでやめますよ。しかしまだ少し残っておりますからあれですけれども、そこでこの答申からゆきまして、中央競馬会の会計については、一番最後に非常に重要なあれをしておられるんだ、「日本中央競馬会」については、その経理を円滑にするため、徹底的に検討する。これは検討は済んでいますか、どうですか。

○政府委員(森茂雄君) 政府と中央競馬会とが相談しまして、現在某学者が検討中でございます。この法案の立案までには間に合いませんもんですから、その検討が済みまして上で御相談いたしたいと考えております。

○清澤俊英君 まあそれはひとつかかっておられるとするならば、この答申には書かれなかつたでしようけれども、経理上で円滑でないと思ふと指摘せられた場所には必ずおわかりだろうと思ふ。それがなくて、円滑でないから徹底的に検討しろなんというところは、これは天田君の言い方じゃないけれども、実にあなた方を侮辱した話なんで、こういうところは円滑を欠いている、こういうところに疑感があるから、だから

経理を徹底的にしろという、その要点だけをお示しいただきたい。

○政府委員(森茂雄君) 一番重要な点は、二十九年の中央競馬会ができました際に国庫納付金が百分の十、百分の十を売り上げに対して納めることにいたしました。そのほかに、剰余金があった場合に、その半分を国庫納付金として納めることにいたしました。ただ、その経理の方法といたしまして、施設がふえればふえるほど、普通の会社等では資本金が増加することになります、言いかえしますと、施設を十分やるためには半額、剰余金の半分以上を施設につけますと、よその金を借りてきて納めなければならぬ経理になっております。そういう点で、私もどなたもいたしましては複式簿記とか、会社経理とかいうような関係も十分検討いたしまして、一番問題になつてくるのは、剰余金がある場合、二分の一を国庫納付、そうして施設をやつた場合どうかという、剰余金に見合う二分の一だけ施設をやつた場合には、これは国庫納付するために現金調達の必要はございせんけれども、それ以上にやるということになりますと、その施設の額を資本金に組み入れるとか、あるいは施設の分を経費に落とさぬ限りは、現金を調達する必要がある、こういう不便な規定になっております。そういう意味におきまして、純粹な会社経理の方法をとるか、あるいは別途の方法をとるか、目下検討中であります。それが一番重要な点だと思ひます。

○委員(長(橋原虎雄君) ちょっと速記をとめて下さい。

【速記中止】

【速記中止】

したほうがいいのではないか。ただ政府が出さないのは、こういうような賭博場の問題の法制について目的を掲げぬということにつきましますという、何かしら国民に対して少しちよつと法制上まづいというような考え方があつたらこそ目的をうたわなかつたのではないか、こういうふうにも考えられるわけなんですけれども、どうもその目的がないというふうなことになると思います、いたずらに取り締まりの問題であるとか、あるいはこれが社会大衆に及ぼす影響が悪いとか、また将来何かの競技が出てきたときに、賭博の競技が公然化されてきたときに、やつぱりそういうものの影響があるからとかというものがやつぱり考えられているわけですか。

○政府委員(森茂雄) お話のように、歴史的にいろいろ発展してきたわけでありまして、競馬自身の目的といふものはだんだん時代とともに変わつてきていたことはもちろんであります。私どももいたしましては、やはり一般の例にならしまして、競馬自身の目的、あるいは競馬法自身の目的を法定することが一つの筋だと存ぜられるわけでありまして、今回の改正にあたりましては、そういう何といひますか、目的を書けば何か非常に刑法の除外例としていかにかというふうな、遠慮からというところではなしに、競馬自身それ自体として自然発生的に、歴史もあり、沿革もあり、大体しみ込んでいる事項でございまして、本法は主として畜産振興をはかる、公正競馬の運営をはかる、こういう意味で御了解願える、こういうことで、かつ新しく立法することでもございせんので、

あえて目的を掲げなかつたわけでございます。○安田雄雄 ほかにも競輪だとか、あるいはモーター・ボートだとかありますけれども、よくわからぬですけれども、そういうものには目的があるのだから、その目的をうたふべきではないか、というふうな理由が何かあるのじゃないですか。

○政府委員(森茂雄) 自転車競技法では、第一条に、「都道府県及び人口、財政等を勘案して自治大臣が指定する市町村は、自転車その他の機械の改良及び輸出入の振興並びに機械工業の合理化に寄与するとともに、地方財政の健全化を図るため、この法律により、自転車競走を行うことができる。」といふことで、冠といひましては、御指摘のようない趣旨の条文が入つておりますが、これは二十三年に初めて自転車競技法を施行する場合に制定された法律でございます。

○安田雄雄 そうですね、まあ競馬法の問題に對しまして、従来の、戦後の地方競馬はもとに戦災都市の復興といふことに重点を置いてやつてきた。ところが、今度はそれではないといふことになつたので、当然今度は、まあ将来においては、各都府県がみんな主催団体になれるわけでしょう。そうしますといふと、前よりもつとやる意欲が広がつてきたわけなんです、やはり地方財政の一端に資するであらうこととか、あるいは国民の健全振興であるとか、いろいろその目標を立ててやつたりするといふものがこの法案をすつきりさせていいと思ふので、そういう意味で当然私のは、競馬法の一部改正にはそういうものが出てくるであらうといふことを期待しておつただけけれども、ただこ

いう畜産の振興ほか数項目をあげて、これにもうけの金を活用しなきゃならぬといふようなことでは、何か少しずれていくといひますか、ような気がするわけなんですけれども、はつきり目的をうたふなかつたという理由が何かあるのじゃないですか。

○政府委員(森茂雄) お話よくわかりますが、私のほうにいたしましては、立案に参画する場合に、特にその目的を掲げることを避けたわけはございせん。といひますのは、旧競馬法におきましても県単位の馬匹組合連合会あるいは馬匹組合等の運営で県単位でやつておりました。この今回の競馬法が立案されました二十三年の原案では、都道府県に限って競馬を、やはり馬匹組合連合会等の施設がほとんど都道府県に無償で吸収された關係上、都道府県限りで行なうといふことで、やはり旧競馬法の伝統といひますか、それをひいて馬匹組合連合会ではないが、全部畜産關係は解散されましたが、それらの財産を引き継いだ都道府県でやるという原案であつたわけでございます。途中で、二十四年ですか、著しく災害を受けた市にそれを加えたかどうかといふことで、市が加えられたわけでありまして、その後また町村も加えられまして、そういう経過があるわけでありまして、大体過去の発展歴史、開闢關係からいいますと、戦後著しく災害を受けた市町村といふことで特に認めてきた關係は、戦後における特別な災害關係の異常状況だと考へるわけでありまして、そういう意味におきまして私どももいたしましては、財政を援助するといふことではなくして、むしろ馬の改良増殖といふ戦前にあつたこと、あるいは戦時中には軍馬

資源の確保といふようなこと、そういうようなことで、そういう補給源であると同時に、家畜の技術改良等に資すると、かつ農村その他の祭典上のことがベースとなつて発展して参つたわけでございます。そういう意味におきまして、過去の長い歴史と伝統を持つておりますので、いろいろ現状におきましては、社会の経済の推移とともに情勢は変わつておりますが、新しく目的をこゝで宣言をいたしましてやることをあえてやらなくても、過去の關係から情勢は変わつておりますけれども、今や主として馬のスポーツといふようなことで、変わつてはきておりますけれども、やはり競馬それ自身は同時に畜産の振興をはかるといふことを目的としたしておる關係は変わりありませんので、私どももあえてこれを目的の条文を避けた、何か特別な事由があるから避けたといふことではございせん。

○安田雄雄 実際問題として、こういう幾ら刑法で除外例があるからとはいへ、結局は賭博なんです。ですから、そういう賭博に關係するものを幾らほかに名目を設けても、やはり目的の中に規定するといふことは非常にうまくないと、こういう潜在的な考え方がその根本にあるからではないですか。

○政府委員(森茂雄) 私どものほうにいたしましては、そういう賭博といふことに關連しておるからあえて目的を書くのを避けたといふことではございせん。

○安田雄雄 まあ、このくらいにして、それからこの資料でお伺いします、競馬開闢概況累年比較表、第一表、二十五年から三十六年まで計上し

てありますけれども、そのうちの三十六年の例をとつてみますが、国庫納付金が三十七億三千一百余万円あるわけですね、この国庫納付金はおもにどういふような方向に支出されておるのですか。

○政府委員(森茂雄) お尋ねの点は第一ペーシの中央競馬に關する国庫納付金の問題であります。三十六年におきましては中央競馬法第三十六条の規定によりまして四分の三は畜産振興、こゝろに規定に相なつておるわけでありまして、これは予算の定むるところによるといふことになつております。したがって、三十六年の予算編成の際に歳入見積額をいたしまして国庫納付金を約二十九億見たわけでありまして、結果としては、売り上げがこゝろにふに伸びておりますが、その見合ひにつきましては畜産振興として組めという訓示規定が日本中央競馬会法第三十六条の規定でありますので、それでその予算は予算編成の際に畜産振興として編成いたしております。

○安田雄雄 その二十九億は、おもなるものは馬の改良増殖ですか、一般のその他の畜産にも使つておられるわけですか。

○政府委員(森茂雄) 全部の畜産振興でございます。

○安田雄雄 馬の改良増殖に限つていないで、たとえば豚だとか養鶏だとか、そういうほうにもいつておられるわけですか。

○政府委員(森茂雄) 三十六年度におきまして畜産振興の具体的な關係として申し上げますと、法律で明記されております畜産家創設補助、それから酪農振興費、伝食研究費等はおも

に畜産の振興ほか数項目をあげて、これにもうけの金を活用しなきゃならぬといふようなことでは、何か少しずれていくといひますか、ような気がするわけなんですけれども、はつきり目的をうたふなかつたという理由が何かあるのじゃないですか。

○政府委員(森茂雄) お話よくわかりますが、私のほうにいたしましては、立案に参画する場合に、特にその目的を掲げることを避けたわけはございせん。といひますのは、旧競馬法におきましても県単位の馬匹組合連合会あるいは馬匹組合等の運営で県単位でやつておりました。この今回の競馬法が立案されました二十三年の原案では、都道府県に限って競馬を、やはり馬匹組合連合会等の施設がほとんど都道府県に無償で吸収された關係上、都道府県限りで行なうといふことで、やはり旧競馬法の伝統といひますか、それをひいて馬匹組合連合会ではないが、全部畜産關係は解散されましたが、それらの財産を引き継いだ都道府県でやるという原案であつたわけでございます。途中で、二十四年ですか、著しく災害を受けた市にそれを加えたかどうかといふことで、市が加えられたわけでありまして、その後また町村も加えられまして、そういう経過があるわけでありまして、大体過去の発展歴史、開闢關係からいいますと、戦後著しく災害を受けた市町村といふことで特に認めてきた關係は、戦後における特別な災害關係の異常状況だと考へるわけでありまして、そういう意味におきまして私どももいたしましては、財政を援助するといふことではなくして、むしろ馬の改良増殖といふ戦前にあつたこと、あるいは戦時中には軍馬

資源の確保といふようなこと、そういうようなことで、そういう補給源であると同時に、家畜の技術改良等に資すると、かつ農村その他の祭典上のことがベースとなつて発展して参つたわけでございます。そういう意味におきまして、過去の長い歴史と伝統を持つておりますので、いろいろ現状におきましては、社会の経済の推移とともに情勢は変わつておりますが、新しく目的をこゝで宣言をいたしましてやることをあえてやらなくても、過去の關係から情勢は変わつておりますけれども、今や主として馬のスポーツといふようなことで、変わつてはきておりますけれども、やはり競馬それ自身は同時に畜産の振興をはかるといふことを目的としたしておる關係は変わりありませんので、私どももあえてこれを目的の条文を避けた、何か特別な事由があるから避けたといふことではございせん。

○安田雄雄 実際問題として、こういう幾ら刑法で除外例があるからとはいへ、結局は賭博なんです。ですから、そういう賭博に關係するものを幾らほかに名目を設けても、やはり目的の中に規定するといふことは非常にうまくないと、こういう潜在的な考え方がその根本にあるからではないですか。

○政府委員(森茂雄) 私どものほうにいたしましては、そういう賭博といふことに關連しておるからあえて目的を書くのを避けたといふことではございせん。

○安田雄雄 まあ、このくらいにして、それからこの資料でお伺いします、競馬開闢概況累年比較表、第一表、二十五年から三十六年まで計上し

てありますけれども、そのうちの三十六年の例をとつてみますが、国庫納付金が三十七億三千一百余万円あるわけですね、この国庫納付金はおもにどういふような方向に支出されておるのですか。

○政府委員(森茂雄) お尋ねの点は第一ペーシの中央競馬に關する国庫納付金の問題であります。三十六年におきましては中央競馬法第三十六条の規定によりまして四分の三は畜産振興、こゝろに規定に相なつておるわけでありまして、これは予算の定むるところによるといふことになつております。したがって、三十六年の予算編成の際に歳入見積額をいたしまして国庫納付金を約二十九億見たわけでありまして、結果としては、売り上げがこゝろにふに伸びておりますが、その見合ひにつきましては畜産振興として組めという訓示規定が日本中央競馬会法第三十六条の規定でありますので、それでその予算は予算編成の際に畜産振興として編成いたしております。

○安田雄雄 その二十九億は、おもなるものは馬の改良増殖ですか、一般のその他の畜産にも使つておられるわけですか。

○政府委員(森茂雄) 全部の畜産振興でございます。

○安田雄雄 馬の改良増殖に限つていないで、たとえば豚だとか養鶏だとか、そういうほうにもいつておられるわけですか。

○政府委員(森茂雄) 三十六年度におきまして畜産振興の具体的な關係として申し上げますと、法律で明記されております畜産家創設補助、それから酪農振興費、伝食研究費等はおも

に畜産の振興ほか数項目をあげて、これにもうけの金を活用しなきゃならぬといふようなことでは、何か少しずれていくといひますか、ような気がするわけなんですけれども、はつきり目的をうたふなかつたという理由が何かあるのじゃないですか。

○政府委員(森茂雄) お話よくわかりますが、私のほうにいたしましては、立案に参画する場合に、特にその目的を掲げることを避けたわけはございせん。といひますのは、旧競馬法におきましても県単位の馬匹組合連合会あるいは馬匹組合等の運営で県単位でやつておりました。この今回の競馬法が立案されました二十三年の原案では、都道府県に限って競馬を、やはり馬匹組合連合会等の施設がほとんど都道府県に無償で吸収された關係上、都道府県限りで行なうといふことで、やはり旧競馬法の伝統といひますか、それをひいて馬匹組合連合会ではないが、全部畜産關係は解散されましたが、それらの財産を引き継いだ都道府県でやるという原案であつたわけでございます。途中で、二十四年ですか、著しく災害を受けた市にそれを加えたかどうかといふことで、市が加えられたわけでありまして、その後また町村も加えられまして、そういう経過があるわけでありまして、大体過去の発展歴史、開闢關係からいいますと、戦後著しく災害を受けた市町村といふことで特に認めてきた關係は、戦後における特別な災害關係の異常状況だと考へるわけでありまして、そういう意味におきまして私どももいたしましては、財政を援助するといふことではなくして、むしろ馬の改良増殖といふ戦前にあつたこと、あるいは戦時中には軍馬

資源の確保といふようなこと、そういうようなことで、そういう補給源であると同時に、家畜の技術改良等に資すると、かつ農村その他の祭典上のことがベースとなつて発展して参つたわけでございます。そういう意味におきまして、過去の長い歴史と伝統を持つておりますので、いろいろ現状におきましては、社会の経済の推移とともに情勢は変わつておりますが、新しく目的をこゝで宣言をいたしましてやることをあえてやらなくても、過去の關係から情勢は変わつておりますけれども、今や主として馬のスポーツといふようなことで、変わつてはきておりますけれども、やはり競馬それ自身は同時に畜産の振興をはかるといふことを目的としたしておる關係は変わりありませんので、私どももあえてこれを目的の条文を避けた、何か特別な事由があるから避けたといふことではございせん。

○安田雄雄 実際問題として、こういう幾ら刑法で除外例があるからとはいへ、結局は賭博なんです。ですから、そういう賭博に關係するものを幾らほかに名目を設けても、やはり目的の中に規定するといふことは非常にうまくないと、こういう潜在的な考え方がその根本にあるからではないですか。

○政府委員(森茂雄) 私どものほうにいたしましては、そういう賭博といふことに關連しておるからあえて目的を書くのを避けたといふことではございせん。

○安田雄雄 まあ、このくらいにして、それからこの資料でお伺いします、競馬開闢概況累年比較表、第一表、二十五年から三十六年まで計上し

てありますけれども、そのうちの三十六年の例をとつてみますが、国庫納付金が三十七億三千一百余万円あるわけですね、この国庫納付金はおもにどういふような方向に支出されておるのですか。

○政府委員(森茂雄) お尋ねの点は第一ペーシの中央競馬に關する国庫納付金の問題であります。三十六年におきましては中央競馬法第三十六条の規定によりまして四分の三は畜産振興、こゝろに規定に相なつておるわけでありまして、これは予算の定むるところによるといふことになつております。したがって、三十六年の予算編成の際に歳入見積額をいたしまして国庫納付金を約二十九億見たわけでありまして、結果としては、売り上げがこゝろにふに伸びておりますが、その見合ひにつきましては畜産振興として組めという訓示規定が日本中央競馬会法第三十六条の規定でありますので、それでその予算は予算編成の際に畜産振興として編成いたしております。

○安田雄雄 その二十九億は、おもなるものは馬の改良増殖ですか、一般のその他の畜産にも使つておられるわけですか。

○政府委員(森茂雄) 全部の畜産振興でございます。

○安田雄雄 馬の改良増殖に限つていないで、たとえば豚だとか養鶏だとか、そういうほうにもいつておられるわけですか。

○政府委員(森茂雄) 三十六年度におきまして畜産振興の具体的な關係として申し上げますと、法律で明記されております畜産家創設補助、それから酪農振興費、伝食研究費等はおも

に畜産の振興ほか数項目をあげて、これにもうけの金を活用しなきゃならぬといふようなことでは、何か少しずれていくといひますか、ような気がするわけなんですけれども、はつきり目的をうたふなかつたという理由が何かあるのじゃないですか。

○政府委員(森茂雄) お話よくわかりますが、私のほうにいたしましては、立案に参画する場合に、特にその目的を掲げることを避けたわけはございせん。といひますのは、旧競馬法におきましても県単位の馬匹組合連合会あるいは馬匹組合等の運営で県単位でやつておりました。この今回の競馬法が立案されました二十三年の原案では、都道府県に限って競馬を、やはり馬匹組合連合会等の施設がほとんど都道府県に無償で吸収された關係上、都道府県限りで行なうといふことで、やはり旧競馬法の伝統といひますか、それをひいて馬匹組合連合会ではないが、全部畜産關係は解散されましたが、それらの財産を引き継いだ都道府県でやるという原案であつたわけでございます。途中で、二十四年ですか、著しく災害を受けた市にそれを加えたかどうかといふことで、市が加えられたわけでありまして、その後また町村も加えられまして、そういう経過があるわけでありまして、大体過去の発展歴史、開闢關係からいいますと、戦後著しく災害を受けた市町村といふことで特に認めてきた關係は、戦後における特別な災害關係の異常状況だと考へるわけでありまして、そういう意味におきまして私どももいたしましては、財政を援助するといふことではなくして、むしろ馬の改良増殖といふ戦前にあつたこと、あるいは戦時中には軍馬

資源の確保といふようなこと、そういうようなことで、そういう補給源であると同時に、家畜の技術改良等に資すると、かつ農村その他の祭典上のことがベースとなつて発展して参つたわけでございます。そういう意味におきまして、過去の長い歴史と伝統を持つておりますので、いろいろ現状におきましては、社会の経済の推移とともに情勢は変わつておりますが、新しく目的をこゝで宣言をいたしましてやることをあえてやらなくても、過去の關係から情勢は変わつておりますけれども、今や主として馬のスポーツといふようなことで、変わつてはきておりますけれども、やはり競馬それ自身は同時に畜産の振興をはかるといふことを目的としたしておる關係は変わりありませんので、私どももあえてこれを目的の条文を避けた、何か特別な事由があるから避けたといふことではございせん。

ろん含まれておりますが、その他は畜産の振興費として組んでおるわけでありまして。額をいたしましては二十九億ではなくて四十五億に組まれておりますが、三十六条の規定に従って大蔵省において編成されておるものであります。

○安田敏雄君 次に、地方競馬の収益金の使途の表が別の資料で出ておるわけですが、これを見ますと、三十五年度において、これは畜産の方向に使われたと思ひますが、全体の三十一億九千二百万円のうち、わずか五割の一億五千九百万円が農林水産振興費として使われておるだけです。それとしますと、今度のこの剰余金で一番目的の右翼に掲げておるのが畜産振興なんです。そうしますと、過去のこの状況からいいますと、過去は畜産振興が一番主目的であるにもかかわらず、おそらくこの表からいいますと、ウエートが薄くなつてくる。過去の状態は薄いわけなんです、五割ですから、これをどのくらいまで今後引き上げていくのですか。

○政府委員(森茂雄君) 表でお配り申し上げましたとおり、現在の収益を都道府県だけの欄でも、お話のとおり、わずかな額しか農水全般について充当しておらないわけでありまして。私どもといたしましては、相当収益が上がる状況でございまして、消費府県におきましても畜産物の流通施設等において相当充実すべき必要があるものであります。今後新しく規定を設けまして、従来地方競馬の収益金の使途については明文がなかったわけでございますが、先ほどの件は国庫納付等に関連いたしまして中央競馬の国庫納付であつたわけでありまして。いわゆる一種のこ

れに見合ふ収益金であつたわけでありまして。地方競馬につきましては明文がございせんので、そういう状況であるわけでございますが、今後われわれといたしましては消費都市におきましても流通の合理化あるいは流通の施設等で相当畜産振興に充てる必要があると思ひますので、特に都道府県で社会事業にもお使ひになるほか、特に冒頭に畜産振興に充当するということがはつきりと明文化したわけでございます。この趣旨に従ひまして、相当収益が上がるいわゆる大都市府県におきましても、この規定に従つて十分畜産振興に収益を回していただけるということで期待しております。

○安田敏雄君 提案理由の説明の中に大体今まで百三十五の市町村、大体それで一億五千九百万円に対して見ますと大体百万円です。今まで農林水産の振興に使つたのは百九十万円。ですから、畜産の振興にはほとんど地方競馬は役立っておらなかったというこゝとになります。従来政府の考へておつた、規定はしてなくとも、あなたがお先ほどの目的が書いてなかつたという従来経過からすると、すいぶんはずれたやり方をやつてきたわけなんです。そういうような点が一応指摘されるわけですが、そこで今度全国協会を作りまして当然これは農林大臣がその役員をみんな任命する、それから同時に監督権も農林大臣にあるというこゝになります。この剰余金を、畜産の振興というこゝをまず第一に銘打つておる以上は、これは相当大幅に伸びるだらうと思ひます。収益金の中から、たとえば昨年三十五年度の地方競馬の実績を見ましても三十一億九千

の相当高い三〇〇程度になるか、あるいはそれ以上になるかどうかわかりませんが、そういうような高いウエートでもつてこの畜産振興の方向で行政の指導が行なわれなければならぬ。農林大臣に監督権がある。特に二十三条の三には一番最右翼にたつておるわけなんです。そういうような観点からいへば、この農林水産振興、特に畜産振興については相当大きな剰余金が割譲されるという、こういうふうに判断するのがこの法文の改正からいって常識ではないかと、こういうふうに思ひます。大体そういう観点からいって、この一億五千九百万円というのは今後どのくらいの伸び率を示しているのか、昨年の総収益から見まして、

○政府委員(森茂雄君) ただいま昭和三十五年度の地方競馬の収益金の使途の状況に従つて御質問がございましたが、競馬法が途中から町村まで、著しく災害を受けた町村まで、ということになりました。現在指定市町村百三十五、お話の市町村ですが、これは四十年三月三十一日まで一応やめてもらふ。で、これらの市町村は復興計画に従つて、御承知のようにこの欄にございまして、いろいろな施設の拡充をはかつて参つておるわけでございますが、これが一応将来において終息せられることと思ひます。そういう意味におきましてここに掲げております三十一億九千二百万円ベースの間の欄が将来はなくなりまして、都道府県において配分されることになるわけでありまして。その場合におきましては畜産振興が重点とされ、その他本法によりまして社会事業の経費に充てられる。幾らということでございますが、

地方の財政状況に従つてだんだんと畜産振興のほうへ充當されていくということであつたわけは期待しておるわけでございます。

○安田敏雄君 そのことはよくわかりますが、ただ、この全国協会というものが強化されておるわけですが、そのことは農林大臣個人でなくて、省をあくする畜産局に相当責任があると思ひます。そういう意味において今後畜産の改良増殖というこゝを考へますといふと、この経費は相当重視されなければならぬということになるわけですが、そこで私の聞きたいのは、結局そういう立場に農林省が立つたならば、当然ある程度の、このうちからどのくらい——政府の一般予算の中から畜産の振興についてはこのくらい経費が支出できるのだ、競馬のほうから上るやつをこのくらい見積もつて、そして大体百億くらいにしたならばどのくらいの施設が進められていくのだという計画が当然これは考へられてしかるべきだと思ひます。特に今その構造改善をあらゆる面において打ち立てているときにおいては、そういうような周到な計画はもうすでに持つていなければならぬだらうと思ひます。特にこういう競馬法の一部を改正して、将来をうけるようないろいろな面における公共的なものに充てようとするならば、当然そういうような計画といふべきか、一〇〇％の収益について畜産の振興についてはこれくらい、社会福祉の増進についてはこれくらいというふうなやはり計画性というものがなければならぬはずだろふと思ひます。先ほど天田さんの質問につきましても、省令で定めることではこれからきめるのだということでは

く、そういうような問題はやはり今のうちにお考えになつておるわけですか。

○政府委員(森茂雄君) 今の安田さんのお話はよくわかりました。大体考え方として、第一点は地元で競馬をやりますと、その収益をもつてその県へ充てるといふのは、大体有力な消費都市の七、八県であります。その府県におきましても畜産振興の充當予算はどうなるかということでありまして、これよりは畜産物の流通問題が、非常に農村の生産物についての処理関係が非常に重要な関係になつておるわけで、大消費都市におきましても、競馬をやつて収益が上つた場合におきましても畜産振興の施設について、従来のように公共事業に偏することなく、特に今後畜産振興に伸ばしていきたい、そういう意味におきましてそれと何分の一かというこゝになります。私どもとしてはだんだんと現在では大消費都市が収益がことごとくでございまして、その点ではこういうふうな目的に充てておられますが、だんだんと必要なる畜産振興の施設等に充當するように指導して参りたい、その他は社会事業にはつきり使つてもらいたい、こういうことを考へておられます。そうしますと、大部分の競馬をやつていない県、あるいは競馬をやつておらずとも、非常に収益の少ない県が三十道府県考へられるわけでありまして。その府県については畜産振興費だけその収益の上がる県から吸い上げて、現在売り上げがかりに四百三十億になりましたならば、三億三千万円の交付金が吸い上げられることになりまして、その三十道府県に對する第二のやつていない県、あるいは収益の少ない県についての分

あるいは収益の少ない県についての分

る結論でございます。理想としてはいろいろな方法があると思います。

○安田敏雄君　そうしますと、今この一部改正によつて、今後ある経過年度一応やってみると、しかし、その結果射率心をより以上過熱したとか、あるいはまたその他のいろいろの弊害が出てきたというような場合には、やはり主権団体というものを根本的に考えていくと、こういふように了解してよろしゅうございませうか。

○政府委員(舞茂雄君)　現在の地方競馬の施行は都道府県並びに市町村で、各馬はレース上割に入百長ができにくいといふような関係で不正事件は少なないのでございませうけれども、もし非常に弊害がございませうれば、投票方法において、相当厳格にしなければいけないと思います。それでもだめだということになりますれば、もっと根本から考え直して、そしてまた中央競馬と一緒にしたらどうかと、いろいろ御意見はあると思ひますけれども、現状としては、そういうことでございませう。

弊害がやまないということになりますれば、安田さんのおっしゃるような結論まで持つていかれるということにはなりません。相当投票方法でしほつて参りますれば、そういうことが起こらないように、かつわれわれといたしましても、監督なり施設なり、いろいろ充実して参りたいと存じますので、そういうことが起こらないように努力いたしたいと思ひます。

○安田敏雄君　そこで、衆議院の附帯決議の中に、場外馬券発売所については、漸次施設の縮小をはかつていき、将来これが廃止の方向において検討する。と、こういう附帯条項がついておられますが、相当われわれの聞かされた

は、場外馬券について、いろいろ社会的な弊害が出てきておるわけなんです。したがって、おそらく、こういう附帯事項がついたのだと思いますが、この附帯事項について、どういふお考えを持っておりますか。

○政府委員(農林部) この附帯事項を十分尊重いたしまして、具体的に申し上げますれば、相当複雑したり、いろいろ犯罪の、交通上あるいはいろいろの面で、非常な弊害があるわけでございます。勤務者、興味ある人が買えるというふうな、いろいろの利便もございますが、戦後行なわれた、これは外国でもやられてゐる例ですが、適当でない面が相当あります。そういう面におきまして、もっと室内で充実される施設がやれないなら、もう場外馬券はやめてしまふということを私も考えております。

○安田徳雄君 場外馬券の発売という問題は、やはり競馬そのものを、実際に自分の目で馬を見、そしてその競走を見るところが、おそらく、健全な娯楽だということをあなたは言っているのだらうと思ふのです。したがって、全然馬の見えないところで投票券を買ふということは、これはほんとうに、純然たる賭博なんです。したがって、こういうふうなものが、幾ら馬券だけが刑法の除外例になつておるからといつても、この問題を除外の対象とするといふことについては、相当私は検討を要するだらうと思ふわけです。でないと、先ほどの、こういう競馬の目的はうたえない、いろいろな、諸般の事情でうたえない。しかしながら、そうしますといふと、何といふのですか、売上金を当てにした、さや取りといふか、そういうことにしかならぬわけ

です。ですから、そういう意味合いにおいて、場外馬券の発売所については、充実するといふ問題よりも、将来は、私は廃止していくのだといふことのほうがいいだらうと思ふのです。将来、かりに競馬が衰微していく、あるいはまた賭博による新しい競技が出てきて、社会事情の変化によつて、かりに競輪が盛んになつた場合、これにも場外発売所を設けるというふうなことが出てきても、これは、やはり、ただ競馬から自転車にかわるだけというところで、かえつて弊害が出てくることな

んです、いろいろな面において。そういうことからいって、これは、充実という問題よりも、やはり廃止の方向において、今後検討していくことのほうが、競馬の本来の趣旨からいって適切じゃないかと、こういうふうに考えるわけですから、ただいまの御答弁では、充実して屋内に置く、そうすれば交通の緩和もできるし、諸種の弊害も防げるというふうなことを言つてゐることは、裏を返せば場外馬券売場に

ついては肯定していくのだと、こういうふうに受け取れるわけです。そういう場合どうですか。

○政府委員(農林部) 外国の例にありまして、やはり場外で買えるという利便もありまふけれども、行く前に買えるとか非常にさういふまじめなファンに対する便宜の問題もございまして、現在場外があるために、競馬の伝統的、歴史的な特徴なり利点が冒瀆されてゐる面が相当あるわけでありまふ。私もさういふことをしては、安田委員のように、将来はこれを廃止していきたい。戦後非常に競馬界にあるいはその他が収益上苦しんだこともございまして、認めなければならぬ

ますので、こういう現在の状況を続けたいといふことであらば、これはむしろ廃止すべきだといふことで、安田委員の意見は、私もさういふ方向を以てして、むしろ競馬場へ行く交通機関を便利にいたしまして、十分競馬場でスポーツを楽しんでいただく、こういうことで考えておりますので、氣持としては全く同意見であります。

○安田徳雄君 私は競馬の目的が売上金をたくさん上げていく、そしてその売上金の中から、畜産の振興だとか、いろいろなものへ、都道府県において、いろいろな興味が少なければ、そこへ回していくといふことならば、これは場外馬券といふことも一応考えられるわけですが、しかしながら、さうじゃなく、今度は事新しく、戦後都市の問題

がなくて、スポーツの振興までも含めて、こういう目的に近いものをうたつてゐるわけですが、名目上、さういふことになつてきまして、一体、競馬のほんとうの目的が、さや取りといひますか、金ほしさにあるのか、結局、さういふ畜産の振興とか社会福祉事業であるとか、医療の拡充の問題とか、学校教育だとかの施設、さういふようなものに充当していく、さういふような目的と金をとるといふことが混同されてゐるような形の中では、やはり場外馬券の発売所といふものについて、慎重に考えていかなければならぬ、さういふふうに思ふわけです。ですから、ほんとうに都道府県が、金がほしいといふことで競馬をするといふなら、これはまた別なことです。さういふ点、どうですか。

と、いろいろな競馬界の運営とか、交通機関の不備といふようなこと等あります。したがって、競馬の目的はあくまでも馬のスポーツといふことを楽しんでいただく、かてて加えて畜産振興に資するといふことでございまして、お話のとおり、私どもの持つて行き方、方針をいたしましては、漸次これを廃止していくといふことでござい

○安田徳雄君 次に、役員の任命の問題ですが、第二十三条の十三に、一、二、三、四、五とあるわけですが、これだけの者は役員になることはできないと、さう書いてあるわけですが、具体的にこれはただけはさういふと、さういふようなものが役員になる資格があるのですか。

○政府委員(農林部) 第二十三条の十三に關する御質問でございますが、一号から五号まで御承知のとおり各条項をごらんになれば、やはり公正競馬をやつていくといふ立場からいって、これらの者が役員になるのはいろいろの意味でよくないだらう、さういふふうに考えたわけでありまふ。

す。さういふ方々の御協力を得たいと考えております。

○安田徳雄君 さういふものといふと、この全国協会といふものの役員は、大体今まで指定地方公共団体の中で主權してやつてきた人たちの手から離れるといふことが、形としては、結果として出てくるということになるのです。さういふことですか。今まではやはり指定市町村のさういふ学識経験者とか、さういふ人がやつておつたのですか。

○政府委員(農林部) 現状は、百三十五市町村が施行権は持つておりますが、大体現状を見ますと、都道府県の職員が八八%、あとの一二%が市町村の職員であります。運営の方法をいたしましては、多くの場合に都道府県に実施を委任しております。そこで経費等あるいは熱誠者等集約いたしておる状況でございます。

今後どうなるかといふことになりまふと、依然として競馬は都道府県でやつていく。最後には百三十五市町村が相当部分なくなりまふれば、特に都道府県が責任を持つてやつていく、さういふことになりまふので、全国協会といたしましては、その施行事務を振りわけはございませんで、特に審判員あるいは騎手の免許、養成登録等、統一的な事務をはかりまして、一府県で騎手免許が取り消しになつたものを、ほかの府県で認めるといふような、やはりいろいろ不正のある方がほかの県に來ますとよろしくない、さういふ意味で、統一的な事務だけでありまして、施行は都道府県で將來ずっとやつていく、さういふことでござい

○安田徳雄君 農林大臣はまあ役員を任命する権限を持つておるわけなんです。

まで、ある程度の期間の出場停止、こ
ういうよりなこと、役職員に再び出る
ことができぬとか、あるいは出場の停
止とかいうことが少しもうたつてない
わけなんですけれども、かりにこれで
いけば十萬円以下の罰金に処せられて
も出場はできるわけですね、この法文
から見ますと。

○政府委員(森茂雄) 不正行為
かりに刑事罰の結論が出ない間でも起
訴中の者とか、そういう不正行為を
やった疑い、あるいはそういう結論に
なりましたら、現在地方競馬、中央競
馬等でも内部で運用規程を設けており
まして、そういう者につきましては免
許を取り上げてしまつたり、あるいは
出場停止をやらしたりということでも
格な規定を設けてやつております。

○安田敏雄 そうですと、罰金刑
になった者は、これは全部そういう規
定に当てはまるんですか。

○政府委員(森茂雄) 刑事罰までか
かるということになれば、最も重大な
不適当なことでございしますので、も
ろんでございします。

○安田敏雄 さつき天田委員のほう
から質問した第六条の省令の問題です
が、非常にこの法案には省令である
が、政令にゆだねた事項が多いわけな
んです。で、先ほどの天田委員の六
条の問題にいたしまして、ただ畜産
局長から説明があつただけで何ら具体
的に出ておられませんか。たとえばこ
の「政令規定見込事項」にいた
しまして、「競馬法の一部を改正す
る法律第二十一条の政令には、委託の
範囲、受託市町村の範囲等につき規定
する見込み」で、第二にも同じく後
段のほうにおいて、「日本中央競馬会
等の類似団体に準じて定める見込み」

こういうようにいろいろあるわけす
が、もっと具体的に結論の出たものも
あるだろうと思ひます、もう少しこの
審議中に資料としてお示し願ひたいと
思ひますがね。これだけでは……。法
律で規定できない面がたくさんあるわ
けですね、この競馬法には。したがつ
てすでに結論についておるものにつ
きましては、できるだけ知りたひ、こ
ういうふうに思ひわけでありますが、
たとえば法律を見ましても第二十条で
「都道府県の区域ごとの年間開催
回数」、あるいは二回の一回の開催日
数、こういふものについても省令で
定めるといふことになつてゐるわけな
んです。だけれども、大体そういうよ
うなものがわかりましたならば、資料
としていただきたひと思ひますがね、
この委員会もきょう質疑が終わつて採
決するといふわけじゃないんだから。

○政府委員(森茂雄) 検討中のもの
もございしますけれども、大体こうい
う見込みだといふことで努力して出
しと思ひます。

○天田勝正 私も資料をお願いした
いんですが、ついでに、資料をお願い
するついでにお聞きしますが、最初に
もらひました資料と、今、安田委員の
盛んに指摘されたあのほう、地方競
馬の出ているこれと、まあ両方比較し
てみますと、中央競馬のほうでは売
得金というのがある、その前に返還
金額というのがある、つまり売得金
額と売得金額は必ずしも同額ではない
のであつて、返還金額を差し引いた
のが売得金額、こうなつてゐる。この
返還金というのとはどういふのか。そ
れから、今度はこつちのあとでいた
たはりを見ますと、四百三十五億九千
三百万円といふのが売得金の計なんだ

と、こういふのが出ておつて、そこに
は返還金などといふものは出ていない
んですが、これは、あとでもらつたほ
うの「地方競馬全国協会に対する交付
額」、これの四百三十五億九千三百万
といふのは、中央競馬の例のごとく、
返還金額を引いたものをこへ持つて
きたのかどうなのか。返還金額とはど
ういふものをさすのか。それは払い戻し金
とは違ひで、額が少くないから。

○政府委員(森茂雄) 返還金額とい
いますと、勝馬投票券を発売した以後
出走取り消しになるわけにございま
す。そういう場合に全額を払い戻すも
のであります。そういう意味におきま
して売得金額のほうに結論でございま
す。

○天田勝正 そうですと、この第二
の資料のほうも同じく、こへ数字は
書いてないけれども、差し引いたもの
をこへ表わした、こういふことです
ね。

○政府委員(森茂雄) はい。細目を
書いてございませぬけれども、そうい
うわけにございします。

○天田勝正 それでは資料をお願い
しますが、要は、この種のギャンブル
といふものは、何と言おうともこれ
は、射幸心の過熱に至らないまでも、
射幸心そのものであることは間違ひな
い、そうでなければかかんかしない
んだから。かけをするからには、その
ものが射幸心。それで、その射幸心を
結局これは公許することになる、法律
で認めるんですから。それだから、公
に射幸心をそとすることだけは間
違ひない。問題のポイントは、それが
悪であるけれども、必要なる悪なのか
いなかといふところだろうと思ひん
です。そこで、私はそういう観点に立

て資料をお願いするのは、今、公許さ
れておるこの種の、ポットから競輪か
ら、何から何でも一切含めて、今この
売得金額に該当するものが総額で幾ら
あるのか。地方競馬で幾ら、中央競馬
で幾らはここに出来ますね。競輪は幾
ら、ポットは幾ら、オート・レースと
いふのですか、ああいうものは幾ら、
こういふものを全部集計したものを
出してもいい、かつ、いつを基準にとつ
たらいいかわかりませんが、戦争前
のこれに該当するものをちよつと比較上
ほしんですがね。それはほかの省
にまたがることもありますけれども、
も、ほとんど今まで出てゐるんだから
ちよつとこへ出すでしよう。

○政府委員(森茂雄) 承知しまし
た。

○清澤俊英 さつきちよつと何い漏
れになつてゐますから、この要綱の2の
問題ですが、2に旧戦災地の今許されて
ゐる町村、こういふことで、それは四十
年の三月三十一日までの間に実情を見
て減らす。それからその項の一には激
甚地といふのはふえるわけですが、今
度はこれを新しく許すのですから、だか
ら増減がある、こうおつしやつたこと
には間違ひない、こう思つておりま
す、私は、そこでそういう場合に、こ
の表を見ますと、競馬場等を持たない
府県も相当あります。持たない府県な
どがある。そういう場合に自分のところ
へひとつ競馬場を作るから許してく
れい、こういふことになつたら、その
競馬場自身を作ることお認めになる
のかどうか。

○政府委員(森茂雄) 競馬場を増設
することは認めません。

○清澤俊英 認めない。そうする
と、大体この方針は県内に競馬場等
を持つ場合、県外でもまあかりに長野
が新潟の三条の競馬場を使つてやり
たいといふ場合には、そういう場合も
許すのですか。

○政府委員(森茂雄) ちよつと異例
な質問ですが、私もはそういう場合
は認めがたい。

○清澤俊英 認めがたい。そうする
と、大体戦災等によつて第二項の場合
でも、その県内にある場合はまあ開催
を認めていくが、県外までの競馬場を
利用する場合には認めていかない、こ
ういふ御方針なのか。それはわかりま
した。

○安田敏雄 関連して。もとで
ね、競馬を府県であるいは市町村で
やつた県で、現在競馬場を持つておら
ない県や市町村があるわけですが。しか
も全国の競馬協会で、それには
加入しておつて、分担金納めてゐる県
がある。そういう県で、毎年競馬の都
道府県の会合があるでしよう。それに
は来て分担金納めてゐるのです。そう
いふ県で、復活の意味でもって競馬場
を作る場合には、そのものまでも許可
しない方針ですか。そういう点をお聞
きします。

○政府委員(森茂雄) 私どもとい
たしましては、全体的に回数なり開催を
ふやしていかない、こういふことで
ございします。もし、だんだん様子
が変つて参りました、やめた県でまた
やろうといふこと、それから今の具
体的な例の場合におきましては、現在の
開催関係と調整する必要があります。
そういう意味におきまして、ただ隣の
県で収益を上げて、そして畜産振興な
り、社会福祉に充てられるという関係

と、こういふのが出ておつて、そこに
は返還金などといふものは出ていない
んですが、これは、あとでもらつたほ
うの「地方競馬全国協会に対する交付
額」、これの四百三十五億九千三百万
といふのは、中央競馬の例のごとく、
返還金額を引いたものをこへ持つて
きたのかどうなのか。返還金額とはど
ういふものをさすのか。それは払い戻し金
とは違ひで、額が少くないから。

○政府委員(森茂雄) 返還金額とい
いますと、勝馬投票券を発売した以後
出走取り消しになるわけにございま
す。そういう場合に全額を払い戻すも
のであります。そういう意味におきま
して売得金額のほうに結論でございま
す。

○天田勝正 そうですと、この第二
の資料のほうも同じく、こへ数字は
書いてないけれども、差し引いたもの
をこへ表わした、こういふことです
ね。

○政府委員(森茂雄) はい。細目を
書いてございませぬけれども、そうい
うわけにございします。

○天田勝正 それでは資料をお願い
しますが、要は、この種のギャンブル
といふものは、何と言おうともこれ
は、射幸心の過熱に至らないまでも、
射幸心そのものであることは間違ひな
い、そうでなければかかんかしない
んだから。かけをするからには、その
ものが射幸心。それで、その射幸心を
結局これは公許することになる、法律
で認めるんですから。それだから、公
に射幸心をそとすることだけは間
違ひない。問題のポイントは、それが
悪であるけれども、必要なる悪なのか
いなかといふところだろうと思ひん
です。そこで、私はそういう観点に立

その要約を以てして、全般的に、
三百五十万と、いろいろの金、
なにかといふところ、
す。そこで、私は、
するとは認めません。

もございまして、そういう点は十分
考慮をいたしまして、全然認めない
というところはございせんが、やはり調
整を要することもあると存じます。そ
ういふ意味におきまして、現状以上に奨励
しない、これが根本原則でありますか
ら、回数等調整いたしまして、そうし
て非常不均等である、こういうこと
は調整して参りたいと思ひます。

○安田徳雄君 もう一点、そうしま
と、新規認可はしない。だけれども、
従来、その復活するものについては考
慮する余地がある、こういうことなん
ですか、あなたの言ひは。

○政府委員(森茂雄君) 県内に競馬場
がありまして、この規定によりまし
て、都道府県は農林大臣の特に認可と
いうことでなくてやれる権限を持つて
いるわけでありまして、やらないとい
う場合につきましては、かつ公正競馬を
やつていふ意味からいって、非常に内
容の充実といふ点から、応援といひま
すか、ほかの施行者から審判員とか騎
手とかいふようなものの御協力を仰が
なければならぬ、こういう関係もあ
ります。十分県と相談してやつて参り
たいと思ひます。

○清澤俊英君 同じ項目で、やはりそ
うすると、その区域内に地方競馬場が
存在する市町村これに対しては、前項
の指定には、条件を附することができ
るものとする、この条件といふのは
大体どういふ形になるのですか。

○政府委員(森茂雄君) 今度の規定で
は期限等を必ず付するといふことにな
りますが、条件につきましては、条件
といひますと都道府県がやつてゐる場
合には、現在でもそうですが、一部事務
組合を作りまして、施行権は持つても

施行は一部事務組合の職員がやつてい
くといふことで、経費なり、能率なり、
運営なりを全うして、いこうといふこと
で、一部事務組合に対して加入——自
治法によりまして競馬だけを目的とす
る一部事務組合を自治団体同士で作
ることが出来るわけですね。そういう自治
法による一部事務組合の加入、それか
ら使用競馬場、開催回数等について条
件をつけた、こういうわけござい
ます。

○清澤俊英君 それから、もうこれで
やめませんが、施行者と開催者という
のはこれは違ふんですか。施行者と開催
者、そういう字句が使つてあるのです
か。

○政府委員(森茂雄君) 施行者と開催
者は委任した場だけ違ひます。あと
は大部分一緒でございます。委任した
場合だけは違ひます。委任された場合
が、施行者が片方で、委任されたやつ
が開催者、大部分の場合は開催者と施
行者は同一主体でございます。

○清澤俊英君 そうすると、この表で
競馬法の一部を改正する法律案参考資
料、この資料の三ページで、開催者が
組合を持つてゐるのがありますね、大
体十七ばかり。これはどういふ関係に
なるのですか、これと施行者の関係
は。

○政府委員(森茂雄君) 施行者は現在
都道府県と指定市町村であります。し
たがいまして、収益は都道府県、市町
村に帰属いたします。開催する回数は
どうかといふと、単独で都道府県が開
催する場合と市町村、数市町村が自治
法によりまして競馬の事務組合という
ものを作りまして、そうして開催を同
時にやつておる、一緒の組合でやつて
おる、そうしてその収益といふもの

を、分け方をきめて、二つの町村
がある場合に二分の一といふことで分
けまして、収益権は施行者であります
市町村に帰属するいは都道府県に帰
属、こういふことであります。市町村
が数個ある場合に、自治法によりまし
て、自治法の組合を作りまして、そうし
て組合が開催する、そして分け合ひは
多くの場合においては、二つある場合
においては二つに収益を分けて、
それでその施行権がある市町村に収益
が帰属する、こういう格好になります
。だから単独で都道府県が開催する
場合と、組合を作つて、これは組合と
いひまして自治法の公共団体の組合
でございます。そういう場合と二つあ
ります。

○清澤俊英君 いま一つ、ところが、
この要項の第一を見ますと「日本中央
競馬会又は都道府県は、この法律によ
り、競馬を行なうことができるものとす
る。」となつてゐるんです。そうすると、
そこへ開催者なんといふものが出てき
て、いろいろなめんどろな御説明をお
伺いするところとわしらはわからな
いのですよ。開催者とは、という規定
なんといふものはどういふわけです
ね。この中にさういふ規定はどのよう
なに見てゐるんですか、実は全部

○政府委員(森茂雄君) 法文に開催者
といふ規定はございせん。ただ表
で、実施を明らかにするために、県が
直接自分自身で開催してゐる場合と、
それから自治法による市町村組合を
作つて開催する場合を分けて実施を書
いたものでございまして、法文には開催者
と施行者と分けて規定はいたしてありま
せん。

○清澤俊英君 そのときのなんでもし
う、今度分担金ですか、などを出しま
すときには、都道府県が中心になるの
です。そうして、分けたが、開催者
が市町村でなく、こういうふうな組合
ですね、市町村組合とか、そういう組
合でやつてゐるんですからね。そのこ
ころの関係はどうなるんですか。

○政府委員(森茂雄君) 施行主体と施
行主体とが組合を作つて開催いたしま
すが、収益は開催の経費だけをそれ
でとりまして、権限は、すべて市町村の
施行権に基づいて、そういう組合がで
ておるわけでありまして、したがいま
して、開催は全部市町村、施行主体に
なつてゐます。そういう意味におき
まして、かつ地方自治法による規定に
基づく地方公共団体の一種でございま
すので、任意的団体と違ひまして、十
分な運営が行なわれておるわけござ
います。

○千田正君 ちょっと一問だけ聞きた
いのですが、現在指定を受けてゐる市
町村については附則第七条におきま
して昭和四十年三月三十一日までは、競
馬を行なうことができる規定してあ
りますが、この以後においては従来
やつておつた市町村を再調査するは
慎重に調査した上で存続の有無を定め
るという意図でありますか。全然やめ
させるという意図ではないだらうと思
ひますが、この前段にありまして、こ
の災害等の復旧等に関して百三十五
市町村ですか、現在あるのは、そのうち
整理をしようといふのが、たとえ
ば馬産地でありまして、ところのかつて
北海道であるとか、東北では岩手県と
いうようなところは、県庁所在地ある
いは馬産の最も振興しておつた市町村
には競馬場があるのでございせん。

○委員(森茂雄君) 速記を始め
とめて。

○委員(森茂雄君) 速記を始め
とめて。

○委員(森茂雄君) 速記を始め
とめて。

○委員(森茂雄君) 速記を始め
とめて。

○委員(森茂雄君) 速記を始め
とめて。

○委員(森茂雄君) 速記を始め
とめて。

○委員(森茂雄君) 速記を始め
とめて。

○委員(森茂雄君) 速記を始め
とめて。

○委員(森茂雄君) 速記を始め
とめて。

○委員(森茂雄君) 速記を始め
とめて。

○委員(森茂雄君) 速記を始め
とめて。

○委員(森茂雄君) 速記を始め
とめて。

中身については議論はあるにしても、政府側のお考えはそうであつたと私は聞いたのですが、その前提に立ちましても、この地区の協同組合の正組合員を今度は従来の漁民という概念を変えて、そうしてその漁業経営者と、こういうことにした、すなわち、従来経営者ではないけれども漁業に従事しておつたもの、これらは正式の組合員になる資格を喪失した、これが念押しの第一点。第二点は、その地区組合の正組合員は、常時従事者三百人以下、三百トン以下、こういうものを正組合員として今度は認めた、これが念押しの第二点。第三点は、今度は業種別組合については三百人以下、二千トン以内までは今度は業種別組合の准組合員になり得る、こういうふうにした。このように私は過日の質疑で聞いていたわけですが、これに間違いありませんか。

○政府委員(伊東正義君) 法人を組合にいたしましたのは、先生おっしゃいますとおり、今まで法人につきましてもは正組合員にはなれませんが、准組合員の資格がございました。それが先生今おっしゃいました三百人以下であり、かつ使用する漁船が三百トン以下というものは准組合員であつたのでございしますが、それを正組合員の資格を与えたことは先生おっしゃつたとおりでございします。それから業種別組合につきましても、今先生おっしゃいましたように、一般の地区漁協につきましても、それは准組合員は三百人、千トンまででございしますが業種別組合につきましてもは二千トンまで准組合員になるようになつたというところは先生おっしゃつたとおりでございします。それから一番さきの経営者だけに限定したという問題

でございしますが、これはなし得るというところでございまして、これはどちらでもそういうふうになり正組合員にもするとはできませんし、場合によりましてはこれは准組合員にもなし得るというふうに、両方どちらでもできるということに実はしたわけでございます。

○天田勝正君 その従来の正組合員でありました経営者にあらざる漁業従事者これはその正組合員にするか、あるいは准組合員にするか、これは法律的にはいづれでもよろしいけれども、その決定の機構というものは、その当該の漁業協同組合の総会にあるのか、その他の機関によつて定められるのか、そうして、そのきめる要件というものはどういふものであるのか、つまり総会なら総会で過半数で定められるとか、そういう点についてはいかがですか。

○政府委員(伊東正義君) 今御質問の点は、特別に総会の結論で定めることになつております。

○天田勝正君 要件は過半数ですか。どうですか。

○政府委員(伊東正義君) 三分の二の同意というところでございします。

○天田勝正君 現在の地区漁業協同組合におきまして、通常今まではいづれも正組合員で、通常今まではいづれも例で分けることはできないけれども、将来准組合員となる要素を持つてゐるといいますか、つまり従事者、それから経営者、こういうふうになり分けられて、その数の比率は現地どういふふうになりましようか。

○政府委員(村田三三君) 現在の組合員のうち、現在正組合員の数が六十万におおるでございしますが、今回の改正に伴ひまして、従事日数が三十日から九十日に引き上げられることに伴つ

て、正組合員としての資格を失うと予定されるものが約一八%、人数にして十一万人予定されております。

○天田勝正君 いや、それも一つあるでしょう。確かに要綱に三十日というものが九十日になるのだ、そうすると、毎日出漁するとしても三カ月出なければならぬ、実際にはそれよりも少いものでしょうし、何もあつてはどうか、九十日というものは五カ月くらいになるだろうと推定しているんです、いづれにしても、そういうふうな下限を引き上げたら、それで自然失格者というのが出てくる。その次には、私が聞きたいのは、残つてゐる者の中では、経営者と非経営者があるわけなんです。従来漁民という言葉が使われていたと思ふんですけれども、そういう概念で経営者と非経営者と、こう分けた場合に、どの程度の比率になりましようか。

○政府委員(村田三三君) これは昭和三十三年のセンサスによる数字でございしますが、いわゆる漁業従事者と申しますか、漁夫と申しますか、それが組合員の中において占めます割合が約二五・八%、総組合員が昭和三十三年のセンサスでは六十八万人になつておりました、そのうち、約半数で申しますと、十八万人、したがって、大ざっぱに見まして、組合員中約四分の一が漁業従事者というわけでございます。

○天田勝正君 そういたしますと、先の就業日数の下限が引き上げられるために失格者一八%、十一万人というものと、古い統計であるけれども、従来の経営者と従事者のパーセントを見るならば、やはり四分の一というものは今度は正組合員として失格すると、こう見てもよろしゅうございしますか。必ずしも失格じゃないけれども、失格し得るというか、総会のきめ方によりまして、そういうふうに見てよろしゅうございしますか。

○政府委員(村田三三君) 概念的には一応そういう考え方もございしますが、もしも失格しなくても、従事日数のほうは、漁業従事者の方もあるいは九十日以上従事しているものも相当あるかもしれないと申し、先ほど申しました一八%という数字と二五%のその数字の中には当然ダブリがあると思ひます。そのダブリが幾らあるかによつて従事者及び経営者のうちで資格を失うものが幾らあるかという計算が出てくると思ひます。

○天田勝正君 それはなるほど論理的には一八%というの中には経営者もあると、従事者もあると、こういう議論は成り立つんです。しかし、事実上は、経営者のほうはいくらなり従事してなくつても毎日従事していることになつて、ただ単なる漁業労働者というものは出日当みない式できちんと九十日というものが押えられて、そして落とされる、こういうことにならぬでしよう、事実上、さういふことは、私

○政府委員(伊東正義君) その点の数字をどう見るかの問題でございしますが、これは先生がおっしゃる通りに、経営者は、三百六十五日という語弊がありましても、非常に長く、従事者ははつきり出た日だけで限定されてゐるんだという計算ではございせん、これはやはりその組合の理事者がそれは常識としてそこで判断するということ、経営者であれば、これは全部は三百六十五日は非常に長いんだ、経営者と従事者を区別つけまし

て計算するということではございせん。○天田勝正君 私は全く漁業はしろうとでなければならぬ、まあ古いことなんです、例にならぬけれども、二夏ばかり浜辺で暮らしたことがあるんですが、それによれば、従事者を海岸で板なんかたたいて招集して、それで普通漁業をやつてゐるようなものが、板が鳴つてくるとどんどん走つていつて、それが出日当で一日、こういうことになつて、ところが、経営者のほうは網なんか持つたり船を持つたりして、それはしつたつたつて何だつて現実に出たことになつてゐるんですね。それで、それは従業したということとは、何もそこで漁業をしたということと一致しなくてもいいわけなんだから出たんだ。ですから、私は結果においては経営者は九十日などということと下限を引き上げてみたところで網の目から漏れるものは一つもない。それに引つかつて正組合員の資格を失うかもしれない、きつとなつちまうんですが、それはあとの議論にして、かもしれないという中に入るのは結局漁業労働者、こういうことになるでしよう。それは、むしろ僕は長官などはよく事情を知つてゐるんだと思ふんだが、どうかね。必ずしもなんて言ひなさんな。さうだよ。

○政府委員(伊東正義君) まあ、さうおっしゃいますけれども、日数のほかり方は、これは従事者と経営者と差別をつけるというところはございせん。ただ、判断の仕方は組合の理事者にかせておけるといふことは確かでございますが、従事者と分けて、区別をして計算するといふよりなことはございせん。船を持つておりまして、先生

御承知のように、毎日これは従事するわけでもございせんので、たとえは農業と漁業兼業している方もいらっしゃるまいし、船を持った人は必ずしも三百六十五日だといふふうな計算にはならぬわけでございます。

○天田勝正君 今質疑の時間で討論の時間ではありませんからあれですが、とにかく法律には差別をしないように明治以来法律というものはそうできておるんです。法律的に差別をしないで実態がそりなるといふ場合には、逆に法律で何か不平等のごとく措置をいたしませんとほんとうの平等にならない。そこで私は、おそらく私の今の質疑をどなたが聞いても、実際にこの九十日という限界で落とされるのは、それは漁業の労働者に間違いない。それをだれがきめるかという理事者、その理事者とはどういふ階層で構成されているかという、おそらく日雇いみたいな漁夫で構成されておるはずがない。今教育程度もだいたい高くなつていますけれども、まだ漁村に行つて、おそらく高卒まで行つて純粋の漁夫になつておるのはいませんよ。むしろあるといふことを言えば、あなたのほうが勉強不足だ。非常に学問的には漁村というものは経営者といへども低いんですから、そのうちに、さっきの板が鳴つて飛び出していくという連中は、まず義務教育にしたつても、一番長欠児童の多いのは漁村なんですから、実態からしたつて、組合の理事者なんかにならうはずがない。ですから、漁村階層で見ると、経営者陣からもう理事者が出てくるにきまつておる。だから、その者から見ると、ことになれば、わが仲間を平等に落としていくなんといふことはあり得ません。

いんです。私はこれを演説するつもりはないんですけれども、それが実態になるといふことは、私としてはこの際指摘しておきたい。

そこで法律的な制度の問題ですが、それを今度は私がさつぱり言つたように、必ずしもそういう者を正会員から落としてしまつておるんじゃないか、しかし、経営者だけで正会員にする組合もできるんだと、こゝろおつしやる。法律的にはまことにこれは平等らしいんです。ところが、これまた組合を作るときになれば正会員はみんな経営者、こゝろいう組合ができるにきまつておるんです。それは、片方は、人数はどうであらうとも発言権は漁村において少ないんですから。その点どうお考えになりますか。

○政府委員(伊東正義君) これは地区地区でいろいろ通うかと思つてますが、その法律では二年間の間にもしういふことまでする必要があればやると、ただ従来正組合員であつた人を全然組合から排除するといふことはこれはいかぬのだ、必ずこれは定款で准組合員に残しておかなければいかぬといふふうにいまして、その救済はいたしておるのでございすけれども、これが法律ができました場合にどういふふうな運用になるかという問題でございす。地区の漁協につきましても、これは相当従事者等も入つておるまじつて、持つております漁業権等につきましても共同漁業権とか、そういう種類のものが多いのでございす。先生おっしゃつておられますように、大部分がそりなつてしまふんだといふふうには、現在あるものがそりなつてしまふといふ見通しは、実はいたしておりません。

○天田勝正君 私も一べんにそりなるとは思わないけれども、しかし、漁村において今までだつても発言権は漁夫は少ない、経営者のほうがまるで発言権が高いことは、どなたもお認めになつておるところなんです。それが今度正会員でなく准会員になるんだといふことになれば、このなるときに、それとしまつてしまつておるから、されどしまつてしまつておるから、それでまた以上は、これは法律的にもそこにもう権利に差ができるんです。そして今日までの漁村の慣行からして、ますます自分は半人前という極端な表現かもしれないけれども、劣等感を持つてくることは、私は明瞭だと思ふんです。ここに問題がありはしませんか。どうなんでしょう。そういうことにならない。私が心配しているようになりませんか。

○政府委員(伊東正義君) これは先生、いろいろ議論になるところでございまして、今度の法律で、まあなるべく等質の人で組合を作つていくといふような、経済団体として等質なもので協同組合といふものを考へていつたらいいのじゃないかといふ建前からしまして、業種別の組合等につきましては、これは経営者だけで限定しておりますが、地区組合につきましても、必要があればこゝろいふこともできるといふことを実はやつたわけでございます。先生のおっしゃいます経営者と従事者まあ雇われておる人といひますか、そういう人のいろいろな問題は、これは漁業協同組合という形で解決することとこゝろいふ、私は別な形で、いわゆる経営者、雇用人という問題であれば、話し合ひをするとか何とかといふことにはなるのではなからうか。漁

業協同組合といふ中でこの問題を解決するといふのは、なかなか困難ではなからうかと実は思つております。

○天田勝正君 週日来、長官が説明された中で、私も十分うなずくところもあるのです。それは簡単に言えば、今までのように略奪漁業じゃなくて、だんだんコンスタントの収入と所得が得られるように、耕作、畠を耕すみたいな耕作漁業をだんだん力を入れておるのだ、それには資本も要る、設備も要る、こゝろいう論旨だと思ふのです。だから、やはり組合構成もそりなう趣旨に合致するよりな行き方をしたいと、こゝろいふお考えだと思ふのです。だから、その考え方は一つの筋なんです。よ。わかるが、とかくまだそりなうものを消化し切れない漁村の実態ではなからうか。そりなう場合に、むしろ平等でなく、不平等に見える措置をとつたほうが平等になるのだ。それは、あなたも同じ農林省です。農地改革のときのことを御存じでしょうけれども、ほんとうの平等の原則ならば、農地委員なんといふのは、人数を二十人から二十人きめてしまつて、それでパーで選挙させれば、それがほんとうに一人一票ずつの平等の権利を行使することになる。しかし、あの当時の農村においては、それをやつたならば、おそらく小作人の発言権といふものがなくなるであらうといふ政府の配慮から、そこに差をつけたのです。半分はどつてもこゝろいふ小作人代表でなければならぬといふワケを作つて、三段階に分けて選挙させたでしょう。だから、封建的な旧小作の発言なんかに、うのは、ゼロのごとき農村でありまして、票の上においては、出てきた農地委員は必ず過半数を占めるように

なつておる。そしてまた、それでも政府の配慮のごとく選挙されたかといふと、しからずなんです。でありますから、私はこの切りかえのときにおいて、やはり農地改革のときと同じように、またこれを評価するに十分なだけの教育等が普及されていなければ、平等の権利の概念が骨や肉になつておらないのです。漁村に行けばよくわかると思うのです。僕ら山村に行つてもよくわかるのです。これが実態なんです。だから、長官の話は五分と五分の人間ならば、当然それは経営者は経営者としての組合を作り、これに対する従業員は従業員としての組合を作るといふことがいかにもしれぬ。けど、これは政策をきめたり、法律を作つたりといふときは、時の背景といふものをやはり考へなくちゃならないのではなからうか。その観点に立つて、私はどうもこのきめ方は、時期尚早ではないか、こゝろいふふうに思つておるわけなんです。これ以上になると、質問じゃなく意見になつちまいますから、私はそれで心配ないんだといふことがあれば、それを聞きたいのです。どうも心配は、今までの答弁ではそのまゝ残ります。いかがですか。

○政府委員(伊東正義君) たとえば准会員の組合員になりまして、自営でやりますとときと、あるいは共同漁業権の利用が必要なきとときといふときは、従来そりなうものを使つておるといふことになりますれば、当然意見を述べることがございすし、漁業権の利用その他につきましても私ははさしたる支障はない。ただ、いろいろ経済行為を組合員がやります場合には、ある程度准組合員がやつたほうがいいのだといふことを考へまして、今のよう

でき得るという規定を作ったわけでありませう。

○天田勝正君 これ以上この点については、まあ議論にわたりますから先に進みますが、それなら次にさつき急押しましたように、さて、この組合に三百人以下、千トン以内はまたこれを正会員に加入することができ、こういうことに新しくなるというのです。

○政府委員(伊東正義君) 今のお話でございませうが、正組合員になりますのは、三百人で千トンまでを准組合員に今法律でいたしておりました。法人は一切組合員になれぬということございませうが、今度は従来の准組合員ぐらゐまでは、少し最近の法人なりの傾向もございませうし、これは正組合員にしようということにしたわけでございます。先生のおっしゃいます千トンの問題は、これはたとえ一トン当たり三十万なら三十万というふうなことで計算してみますと、先生おっしゃるような金額になります。あと運搬資金まあ建設資金だけ考えましてですね。ですからかなりの資本は要するというこ

とになります。最近だいいろんな法人なり、それから漁法の形態が変わって参りまして、だんだん大きくなって参っておりますので、ある程度のものでは組合員の中に包含しました組合の活動を健全にしたほうがいいのだらうというふうな判断で、従来の准組合員の資格を上げたような次第でございます。

○天田勝正君 私の質問も少し簡略で質問の趣旨がよくおわかりにならなかったかもしれませんが、前からの三百トンというまでは、これは今度は正会員になるのだ、そうするとこれは正会員であるけれども、今千トンという話をしたのは、これは准会員にはなれるんだ、そうでしょう。でありますから、三百トンのことは私は引例しなかつたのですけれども、三百トンでもおそろく一億ぐらいの資本投下がなければはやつていかれないのじゃないか。船を持つという際に、その船の三百トンと人間三百人ということになれば、必ずしも法人については、私もわかつていますので、必ずしも法人といつても、一人の人間がその人間を使うというのではなくて、合同でして法人になつていくという場合もあるのですから、しかし危険を指摘する場合には、極端なことを言わなければなりません。心配のない法人も確かに適すると思つてゐるのです。思つてゐるのですが、極端に言うならば、法人と言ひながら、一人支配のいわゆるよく言われる個人会社というふうなもの、それは拒否するわけにはいかなくないです。法律でワケがきまるのですから、そのときには一人の経営者で、だから三百人、三百トンということもあり得るということなんです。そ

うすれば、三百トンあつても人数もそれだけ使うということになれば、大体一億になりやしませんか。それで千トンのほうは少なくとも二億になるであらう。この三百トンのほうだけ抜かしたから、ちよつとあなただけにたれたかもしれませんが、私はそれを言つてゐる。いかがでしょう、それは。

○政府委員(伊東正義君) このくらの法人が、一体資本金がなんぼくらのいいのだというところは、いろいろ問題があると思ひます。そのほか建設資金でありますとか、建設資金とか、運搬資金とか、どれぐらいのものを動かすだらうというところは、いろいろ問題がございませうが、われわれ三百人でおかつ三百トン以下ということであれば、資本金が千円とか二千万とか、その辺のものではなからうか、資本金でいきましたも、ということを実は考えたわけでありませう。

○天田勝正君 たつた一つの船で三百トンということもあるだらうし、六十トンを五隻ということもあると思ひます。しかし今六十トンということになれば、大体無電装置くらいは備えておる。そういうことになりませうので、建造費がかりに、トン当たり今どのくらいしてゐるか、しろうとでわかりませんが、十五、六万円じゃないですか。そうして機装費のほうがあべこべにその単純建造費よりトン当たり多いということも、設備によつてあり得ることなんです。船というものは、そういうふうな考えますと、私のさつき言つた指摘が、必ずしも船のトン数ばかりではございませうけれども、三百人使うということになれば、これは三百トンの場合でも、おそろく一億というのはもう下限ではなからうかと私は

思つてゐる。千トンということになれば、人数が同じであつても、とても二億、三億ということになる。二千トンということになつたら、これはその次の議論ですけれども、二千トンは業種別なときの会員でしよう。そういうことになつたら、投資の対象にもよりませうけれども、これは七、八億もなければ法人は成り立たぬということになる。公称資本金はいずれ、投下する資本といふものはそのくらののが普通だ。といひますと、ここから聞くのです、私の今の分析、誤りがあつたら、答弁のとき直して下さい。といひますと、そういう資本力を持つてゐる者が正会員として地区漁協に入るといふことになれば、その地区漁協といふのは、おそろくその力のある法人に支配されるという結果になると思ひが、この点どうですか。

○政府委員(伊東正義君) 法人が、ある程度のものが加入した場合に、その法人にその漁業協同組合が支配されてしまふじゃないかということでございますが、これは協同組合の原則からいひますと、資本で投票をきめていくといふことでもございませうので、これはそういう企業が入つてきたから、そういう企業が、資本で漁業協同組合が支配されてしまふのだといふふうには私は考えませんが、ただ、漁業協同組合を利用して、いろいろな金融を受けるとかいふときに、そういう人がいろいろな施設の利用でございませうと、あるいは金融面等で、ほかの人よりよけいたとせば組合を通して金を借りるとかいうようなことが結果として出てくるというところはあるかもしれませうが、組合がそういうもののためには牛耳られてしまふといふことは、多数

が監視しておりますので、私はそれはならぬじゃないかと実は思つております。

○天田勝正君 それは長官、樂觀的で法律を作られると困りますので、たとえば漁村なんかよりも、近ごろ農村のほうにはるかに教育程度が高くなりまして、私の近くの野菜地帯でありますけれども、一昨々年ですでに私の生れた隣村においては、高校へ行かない者がたつた二名でした。これは全部行くといふことを意味してゐる。二名くらいはどんな手を下してもやるべきではない、はいれないといふのですか。

ですから、二名の者を除けば全部高校へ行つたといふのは、オール高校入學だと言つて過言ではございませう。そういうふうな教育程度が一般に上つたのです。だから古い小作人の子弟は義務教育だけだといふことではないことは明瞭です。そういうふうになつたところであつてさへも、やはり資本力のあるものが、ほとんど農協の役員につくといふことは、農村の現状です。教育程度が同じように上つてさへもそうなんです。それでその経済力の違いといふものはどのくらいかといふと、これは全国でも埼玉県が一番農協の貯金といふのは成績がよろうと思ひますがね。これでいひますと、四年ばかり前に一億以上の預金を持つてゐる農協といふのは、三つしかなかつたけれども、このごろは七十三あります。それでそれから昨年半ばで百三十七億、それで農家の借りてゐるほうはたつたの三十七億。だから確かに全国的にも豊かと言ひ得ると思ひます。そういう農村と比較して見て、比較的豊かなんです。少ない人でも十分な預金をしてゐる。多い人でもそ

いう一億だなんてばらばらなものがないのです。幸いに。せいぜい上のほうでも一人飛び離れて、二、三百というのがあるくらいなものです。ですから一人による支配ということは起きないのですけれども、おそらく農村のようには教育程度が全般的にぐっと上がってきていて、一人で一億の預金を、これは投下資本とは比較にならないとおっしゃるだろうと思われけれども、しかしそれにしても一億のものを投下する力ということになれば、これは私は常識的に支配されていくと見るほうが普通であらうと思えますがね。ですから協同組合そのものを、経営体の共同という見方もあるし、今日までの協同組合の概念というものは、零細なものが大資本に対抗する上に、これは共同しなければ対抗できないのだという概念が、大體立法のときは政府側におかれても貫かれてきたと思うのです。中小企業協同組合、大企業協同組合なんというのはいないで、中小企業協同組合、こういうので、それから農業協同組合、これはもう農業自体が農地改革で大のほうはありまじから全部小なんです。むしろ日本の場合は零細です。それで他の、今度は肥料資本等なんかに対抗していかせようということですが、今までの漁業協同組合も大體この思想でできた。今度一べんに変わったわけですね、考え方が。今度小のものをずつと助けていくという考え方よりも、近ごろの言葉でいえば、自立経営を、こゝろ集團化していく、そうしてそのものの漁村における生活というものが、他産業と均衡がとれるようにしよう、こういうふうに、大転換やつたわけですね。そうじゃありませんか。

○政府委員(伊東正義) 小さい経営はもうあきらめて、と一いつちや語弊がありますが、小さい経営についてはあまり指導せぬで、大きな経営については積極的に指導するとか、そういうふうに変ったのではないかとこの御質問でございまして、そこまでは徹底いたしまして、小さいものはもうだめで、大きなものだけをやっていくのだというところまで、まだ方針が変わってはおられません。まだそこまではくだけの客観的な情勢には、私はなっておらぬというふうに思っております。組合にある程度の法人を入れますというところは、これは私どもの目から見れば、そういう人に入ってもらって、組合自体が組合をまた強くするということ、たとえいろいろな信託から金を借りるにしても、組合が弱体である、組合員は金が借りられないというところが実はございまして。組合にある程度有力な人に入ってもらって、組合を強くして、その上で小経営者も組合を利用していくということも、私は考えられるのではなからうかというふうに思っておりますので、先生おっしゃいますように、その大きいものを生かして、大きいものだけのめんどうを見ていくのだというふうな、そういうふうには実は方針を変えたわけじゃないですね。

○天田勝正君 まあね、私はみなあなたのおっしゃることは、全然あり得ないことだと言っているんじゃない。さつきから言うように、法人にしたって必ずしも、最も悪い例をとらえたからといって、その法人になってもけつこう、みんなが集まって法人というのがあるのだから。そうじゃないけれども、やはり法律を作るときには危険面を心配しなければならぬ。一貫して私はそういう立場で質問してきますから、だからあなたの言うように、大企業を守るために今度の法改正をするんだというふうにきめつけて言っているのはございせん。しかし、端的に経済力というものの比較をしたのですが、長い漁村における社会環境、教育の状況、こういうものを勘案しますと、大きい法人が入ってこれると、大きいといつたって、近ごろはまあ一億ぐらいではえらい大の法人にはならないかもしれないが、しかし他のものとの比較から、こういうものは、それは百も持っていないところのいけば、十萬円持っている者がえらい金持ちになる。ですから漁村に行つて、あす食う米もないという人もあるし、その証拠には長欠児が漁村に一番多いのだから、現実。東京に近い千葉県の九十九里沿岸に一番多いです。この付近に一番多いです、長欠児童が。だからそれだけ経済力低いのですよ。しかしそこでも一億、二億という、ことによれば業種別になるという、どうも六億か七億ぐらい持つてゐる者が入つてくる、こういうことになったのでは、私はそこに支配・被支配関係が生まれるというところは、人間の生活上自然ではないか。これを心配しているのです。どうも法律的には平等でありますという答になるのですが、あまり少し社会的環境を、法律を作る時点における背景、そのことを心配してもらいたい。で、そのことからいって、結局片一方をいじめるのじゃないというところはよくわかつてゐる。そんな悪意があるとは思っていないのだけれども、自然そうなるということだけは間違いないと思ひますがね。そうならぬという保障がどうかにありますか。ないでしよう。私が心配しているふうにはならぬという保障はないですね。

○政府委員(伊東正義) 今の点でございまして、組合に入りまして、その法人がたとえそこから借りてくる金、全部自分が使つてしまふのだというふうなことも、漁業協同組合という組合の個人々々が主体になつておるという、資本じゃなくて、そういう組合だということからいいますれば、その法人が入つてそこで勝手なことをする、あるいはそれが独占してしまふということには私はならぬだろうと思ひますが、先生のおっしゃいますように、そういう人が、たとえ理事者につくことが多量のじゃないかと、いろいろ資本の面なり、あるいは村の有力者であれば、そういう人がいろいろな地位につくんじゃないかというふうなことはございまして、私も全然そういうことはございせんというところまでは否定しては申し上げませんが、そういう人が入つたからといって組合の運営がそういう資本中心になつてしまふのだというふうには私はならぬのじゃないかというふうには思ひます。

○天田勝正君 これ以上になると議論になりますから、また他の委員も質問するでしようから、先に進まして、そうすると、今度は業種別の協同組合ですね、この場合、さきにも指摘いたしましたように、二千トンまでの船を持つておる法人を入れる、こういうことになる。そうすると、これまたあれですか、船のトン数でいけば、真珠なにかという場合ですね。これは大した船を持たないでもいいから、そうするとこれが業種別の組合にさつと入つてきて、これもまた発言権がえらい過大であると、こういう事態が起りまじせんか。いや真珠の組合に起るというのじゃないで、まあ例示したのであるから。そういうこともあり得るというふうにはなりませんがね、これ。

○政府委員(伊東正義) 二千トンでございまして、先生まあ真珠を例にあげられましたが、これは頭に置いていろいろ考えましたのは、カツオ・マグロとか、そういうようなものを頭に置きまして、中心に置きまして、この業種別の組合に一体どのくらいのものまで入れたらいいのだろうということを実は考えたわけでございます。二千トンと申しますと大體八割、九割近くカツオ・マグロでやつてゐる人が入つて参ります。それでこの人がたとえ、しかし入りましたも、これは先生も御承知のように、議決権とかそういうものは実はございせん、准組合員でございまして、でありますので、これが入りましたので、たとえばカツオ・マグロ組合の中で、こういう人たちがまた自由に組合を運営してしまふのだということには、私はならぬのじゃないかというかと実は思つております。

○天田勝正君 その業種別の組合と限定すれば、二千トンというふうな方は准組合員であつて、これは議決権がないと、こうですね。ところがさきの今度地区の組合のほうに戻りますけれども、昨日藤野さんの質問に対するお答えでは、三分の二で定めるといふ場合にその三分の二とは何だという質問に対して、これはただ「組合員」と書いてあるのは准組合員も正会員も入るのだ、そういうお答えでございまして、そうすると、業種別組合では、過

大資本という言葉は適当じゃないけれども、大きな資本の者は発言権がない、だから公正な運営ができる、しかし地区組合においては、その発言権が過大とか何とかいうのは比較の問題ですよ。漁業労働者みたいな者のいるところに、さき言った一億も持っているところより大きなもの、ものをきめる場合の三分の一の要件になって、例の文書をもってとると、こういうのがあつてしょう。それは総会できめるべきだという御意見があつたが私は記憶しているのだが、そういう場合に、地区のほうはそうするとなおさら発言権があつて支配、被支配の関係になる。法律になつてゐるのは、相当これは力のある連中が集まつて、その力のある者よりもさらに飛び抜けた者が中に入つてくる、その場合は発言権がない。この二つを比較した場合に、地区漁協の弱者はえらく不利益になるといふ感じがしますが、どうですか。

○政府委員(伊東正義) 私出ませんでしたが、あるいは違ふかもしれません、先生が今おっしゃいましたことは、地区の漁協の場合でも、准組合員につきましては議決権はございせん。三百トンと千トンの間で、准組合員の人につきましては、議決権はございせん。ただし、その漁業協同組合が自営をやりますとか、例の共同漁業権の場合に同意を得る、あらかじめ三分の二以上の同意を書面で得るということにはございせん。この場合にはこれは法人の准組合員であつて、たとえは従事者を准組合員にしてゐる場合であつて、経営者でも日数のある人、あるいは准組合員にござい

しても三分の二の同意を取る、事前に同意を取るといふときには、意見を、一票一票といふときは、その同意の数の中に入れます。これは法人だけじゃなくて、従事者であつてたれであつて、准組合員にございましては取る。それは自営の場合とかあるいは共同漁業権の行使の場合とか、そういう場合に限定したてゝおきますので、一般に業種別組合の准組合員と地区漁協の准組合員が片一方は議決権があり、片一方は議決権がないのだということじゃありませんので、原則としては議決権は両方ない。ただ自営するとか、共同漁業権の場合に三分の二の書面による同意を得るといふ意味でございせん。

○天田勝正君 そうすると、だいたいがわかりました、この業種別組合であつて、地区の組合であつて、その別に開せずして准組合員は通常の議決権がないのだ、ただ共同漁業権の場合だけに限つて三分の二の議決権は議決権がないので、賛成、文書による賛成だから総会に出ていかなくていいんだが、この賛成を要するのだ、こゝろ理解してよろしいですね。

○政府委員(伊東正義) 自営の場合も入つております。そういう三分の二の同意を得るといふときには、准組合員が入つていても差しつかえないといふ意味でございせん。

○天田勝正君 そうすると、ついでに共同漁業権のこと何いいますか、まあ真珠をよく例にとりますが、真珠の漁業権というのは、私はどういふ許可の仕方をするのかわからぬけれども、水面のほうに、たなが上のほうにつつてあるわけでしょう、あれは、これが下のほうには共同漁業権がそこにある、こ

ういうのもあるでしょう。そういうのはないのですか。

○政府委員(伊東正義) 漁業権を設けたいときには、御承知のよう定めた十一の条で漁場計画を作りまして、それを公示して関係者の意見を聞くといふようなことで、まあやるわけでございます。その場合に、上にたえば真珠のいかだがありまして、下のほうにたえば貝類を取るというところに支障がないといふような漁場計画が同じ水面につきましてできなければ、そういう先生のおっしゃいましたような事例もあるわけでございます。それは漁場計画を作りまして、共同漁業権はこゝろ、区画漁業権はこゝろといふふうに漁場計画を公示しまして、関係者の意見を聞いてきめるといふようなことをいたしております。

○天田勝正君 これからはだんだんその漁業法によりましてその許可を与えるように整理をされていかれると思ふ。しかし、今まで慣行で取得した権利といふものは、これはむやみに制しないであらうと思ふ。そこで今の事例にすれば、もちろん真珠のほうがあるから出てきた産業ですから、もともと共同漁業権といふのは、もう何となくの先祖伝来といふ工合に下のほうにこゝろあつたところが、そのあとへ持つていつてこの真珠のほうの漁業権を手にする、それはたなを作つてつるしておくのだ、こゝろございせん。そうすると、下のほうには共同漁業権がある、上のほうには特定の法人なり、または個人なりの養殖漁業の権利が与えられる、かようなことに現実になつてゐる例もあるとおっしゃるのだから、まああるはずなんだ。そつだとすると事実上は下のほうには潜在主権みたいなことになつ

ちゃつて、主権はあるけれども、さらにそこから使用収益の権利行使といふものは不可能だ、こゝろいふことになりませんか。

○政府委員(伊東正義) 先生のおっしゃいました何といふか父祖伝来の共同漁業権といふのは、父祖伝来のもの、下のものは、漁業権は昔からのもの、下のものは、実は共同漁業権も一種から五種ございまして、おそろく先生のおっしゃる意味は、そのいろいろな網を置いて取つたりとか、そういうのじゃなくて、草類とか貝類のじゃなくて海に出てくる、それを取るといふ権利が、おそろく昔から自分の地先からとるのだ、こゝろおっしゃるのだと思ふのですが、先生のおっしゃる場合は、これは漁場計画のきめ方でございます。これは漁場計画のきめ方があると思ふすけれども、海の下に出てくる貝を取るとか、そういうようなことは、これは可能性があるわけでございます。あるいは草類が自然に出てくるのを取るとか、これは第一種共同漁業権でございます。おそろく大体、真珠と共同漁業が両方が免許になるというのであれば、共同漁業の私は第一種だろつといふふうに私は想像されます。そういう場合には、先生おっしゃいますような潜在主権みたいな潜在漁業権だつて、何もできないのじゃないかといふことじゃなくて、漁場計画上そういうものができてそういうものを取るのだ、網を置いたり何かするのじゃなくて、あるいは船を置いたりするのじゃなくて、自然に出てくる貝類、草類を取るといふ第一種共同漁業が多いと思ふので、現実にはそういうものが採

取できるという場合があるだろうといふふうに考えます。

○天田勝正君 草類の場合でなくとも、貝類であつても、それは取るのは取れるのだ。取るのは取れるのだけれども、上のほうにたなが浮いてゐるということになれば、現にそれは昔の漁法のままに遠くから潜つて取るといふように、無理をしながら取るのもしょうがない。しかし、近代化して、少しいうならば労を少なくしてたくさん取る、こゝろいふことは不可能なんですね。それから今度のせつかく法律改正をされるので、その中には救済策とでもいふようなものがあるのですか、どうもないうちに思ひますがどうですか。

○政府委員(伊東正義) 今御質問の場合は、これは、現在の法律の十一の条で私はできるのじゃないかと思ふ。一つの例でございまして、真珠の漁業権につきましても、これは漁場計画を作りまして、地元の関係者の利害関係人の意見を聞かなければならぬといふことになつておりますので、現実の問題として真珠の区画漁業権をその漁場に新しく設定する、また、従来のものを更新する、いろいろな場合がございまして、そういう場合には、地元に住んでゐる人、利害関係人が反対したら、現実の問題として私は区画漁業権をその漁場について作つて免許することは不可能だと思ふ。それは現在の十一の条でございまして、私は救済規定としましては、特に実はいろいろ検討したのでございまして、作りました。この十一の条

でいけるのじゃないか。また、あるいは免許をいたします場合には、制限条件をつけることもできます。それから免許しましたあとも、最初の漁場計画と使い方が違ふというような場合には、たとえば海区漁業調整委員会の指示というようないふこともあります。現在いろいろな法律で規定しておりますので、これを勵行すれば、先生おっしゃいましたような共同漁業権と区画なり定置との調整というよりな問題は、現行の規定を活用すればできるといふように考えまして、新しく規定しておかなかつたわけでありました。

○天田勝正君 私共漁業の実態を知らないから、少し心配し過ぎる質問をしているかも知れません。ただ普通の場合には、自分の家のすぐそばの橋がかりつぱにかけることになるのだといつても、自分の家に一尺でも食い込まれることは反対なんです。これが世間の通例なんです。橋がよくなる、家がよくなる、大賛成。だがわが家を一尺たりといえど犠牲にするのは反対です。よくなるのに反対なんです。そういう実例を聞きますと、私は利害関係人の意見を聞くといつたところで、明らかに不便になります。目を取るときお上にたなを作れば、これはもとのとおり権利はそこにあるし、また取れもする。しかし、不便になつていふことは間違いないだらうと思ふ。不便になるのは反対しないので、今日までもそういう事例があるといふことは、結局力関係がある。事実上は反対したのだけれども、ついつい押さえる。この反対自体もこういふことになるだらうと私は思ふ。そこを私は心配しているのです。が、そういうことはないでしょうか。

○政府委員(伊東正義君) 現実の姿は、先生おっしゃいましたように力関係で、たとえば定置なり区画なり漁業権者が強く、地元の人を泣き寝入りになるのだといふふうに一がいにはこれは言えませんが、実はそういう漁場計画を作つてやる場合には、たとえば真珠でございまして、その場所代という言葉をなんでもございしますが、その漁場を使わせるかわりに、漁場にある程度寄付をするというよりな、現実はそのよりな形で実は解決されておるのが多うございします。でありますので、この十一條を強く勵行すれば、先生の御心配になるような場合は全然共同漁業権者が泣き寝入りになつてしまふのだといふことではなくて、現実の姿はあつていふよりな形で実は解決されていふわけにございします。

○天田勝正君 そこでごく身近な例でお聞きすると私もうなづけられるしお答へも案だと思ふのですが、たとえばノリの場合ですね。今まではノリといへばわれわれ常識からして、くいを打つてひびを立てて胞子を置いて、そしてそれにノリを付着させて採取する、こういうやり方であり、慣行的に、そういうやり方といふものは遠浅なところが至つて都合がいいわけですね。しかるに、このころは何となく竹をやつて、浮かしてやるよりなところになつてしまつたのです。それだから松島あたりでもそんなに浅くないところでもどんだんノリ養殖をやるよりなところになつてしまつた。ところが、そこへ所属の漁業協同組合員、今度の正会員及び准会員になるであらう、漁夫といつてもいい諸君、こういうものが一

斉にノリ養殖をやる。こういうふうになれば、前の権利はかりに不便になつてもこつちのほうはよろしいといふことにはそこには犠牲者は出ないと思ふのです。みんながやるのだから。それでなく新しいそういう養殖などを用いる場合は、多くは頭のすぐれておるか、資本力があるか、どつちかの人がやるのです。もとのとおりその下にある貝でも何でも取りたいと思つても、全部が始めるわけでないのだから、ある一部の人、それは竹だからそれを取つてきてつなげてそれが浮きみたいになつてそいつへ下げるといふことになつていふ。そうするとこれはごく最近出てきたものですから、その際になつた方は許可をするにどういふふうな処置をされますか、もとの下をとる権利のある人が不便になるのに、何か十條か何かで十分それは条件をつければ、現実条件なんかつけてないでしよう。自然にそうやっていふのじゃないですか。

○政府委員(伊東正義君) 先生の例をあげてのお話にございしますが、その前にノリとかカキの養殖とかこういふものは、その組合の中にそれをノリなりカキなりやつていふ人の三分の二以上が入つていふといふ協同組合が申請しますと、もうこれは第一優先で、優先順位がございまして組合にいつてしまふ漁業権なんでもございします。ですから一般的には、先生の御心配になるよりな例には、一般的には少ないのだからと実は私も思ひます。といひますのは、本法の十八條でそういうひび立て養殖とかカキ養殖とかこういふものは今私が申し上げましたよりな適格性さえ持つておれば、ほかの個人が免許出

しても、それでなくて組合のほうにいつてしまふわけですが、免許は、これは法律に書いてございします。そうすると組合にいつて組合が個人別に分けていく、希望者にやるといふことになりまふので、一般的には権利者よりノリの養殖をやる人の間の問題は起こらない。大部分の場合にはそれでございします。しかし、先生のおっしゃいますように、それではそういうものでなく今度たとえば組合が申請しない、あるいは組合がそういう要件を持たないで個人がやる場合には、それは今までの共同漁業権を持つていた者といふふうになるのだといふ、これは今までの免許の数からいひましても、ごく例外的な場合だらうと思ひます。その場合には先ほど私が申し上げましたよりな、共同漁業権の行使と、それからノリの個人、組合といふことなく個人の免許といふものが出まふ場合に、この漁場についてどういふ利用の仕方をやつていくのか。そこが共同漁業権で舟も自由に通れた、あるいは貝を取ることでもできた、網も張れたといふところに、そういう免許をします場合に、これは、先ほど申し上げましたよりな十一條で組合員がこれについて、反対とか賛成とかいろいろ意見が出るはずでございします。意見を聞かなければならぬといひ書いてございします。それでその上で、そういう今までの支障のないよりな場所にとりいふものをやるか、あるいは従来やつたけれどもどうしても支障がでるのだといふ場合には、先ほど私が申しましたよりな、現実的な問題として真珠等は組合に権利者が金を出すとことといふことをやりまして解決しているわけにございします。そういう方法をとりながら、この辺は十一條の

運用でひとつできるのじゃないか。と考へております。

○天田勝正君 私は理解しやすいために、ノリの例を言つたのですが、東京湾の場合にはもともとノリ漁場はひび竹ですが、今度たなにする、同じ場所へ。今までのところは大きくやつていふと思ひます。しかし、たなでいふのだといふことになれば、もつと沖合いへ出ていくと思ひます。それが、現実にはそういうのはふえつたあるから、そのときの処置をどうされるのだらう。だからこの場合に二つあるのだ。旧ノリ漁場ではなく、新しいところに設置すると、ここに必ずまた新しい権利関係ができる。その場合の心配が一つ。ことに、かつてなかつた東北のほうに今度ノリが取れる。もともと一般の漁場としてどういふ権利が設定されたか知らないが、漁場としてのもともあつた、そこにこつ然としてたなができるわけですね。そうすると、そういう場合には旧来の権利者といふものは不利になるといふことが、私には不明瞭な気がするのです。私は不便になるといふだけでも不利ですから、それでその当事者は原始的な漁業をやつていればやつていふほど不利です。物がじゃまになつて、下に潜ることもできないといふよりなことになるのですから。それで、そういう場合に十八條でそういう措置なり許可をしない、こつこつにすることおっしゃるのですが、今現在、そういうふうなふえたところは、どういふふうな措置されますか。やはりふえていふといふことは許可をしたといふことでは、私どもの理解からすれば、その点はどうですか。旧法のあれでもいいです。

○政府委員(伊東正義) 十八条は、免許しないというのじやなく、今、先生おっしゃいましたノリとかカキとか、こういうものに付きましては、さつき申し上げましたような、ある一定の要件さえあれば、組合が第一順位の免許を持っておるわけでございます。全国の例もほとんど大部分は組合が免許を持っております。でありますので、先生のような御質問の場合は、おそらく大部分のものは組合がそこにノリなりカキなりの免許を持っていますのでございませう。これは今の免許の数からいってもさうでございませう。十八条といふのはそういう規定でございませう。それで、組合が免許権を持つのでございませうから、その免許権は組合員にどういふふうに使わせるかということでございます。下に何か漁業権を持つていたとすれば、おそらくこれも組合員でございませう。でありますので、カキなりノリなりの漁業権を持つているのも組合、共同漁業権を持つているのも、これは組合以外には持てませんので、組合ということになりませう。組合の内部でほとんど大部分のものは調整がつくじやないか、また区画漁業権、共同漁業権の立休は大部分は組合でございませうので、組合の内部で私は調整ができるだらうというふうに申し上げたわけでございませう。ただ、ごく例外的に組合が持たない区画漁業権があった場合にどうなるか、ということでございますが、その場合には、先ほど申し上げました十一條でその漁場について地元の共同漁業権を持つている人は、一体ノリに使うことについてどういふふうにかん考するかということについて、当然これは意見を述べますので、漁場を作り出す場合に、たいした

支障がないから作っているという意見になりますか、支障があるがそれ以外に場所がないということになりますれば、何か先ほどの経済的な問題等で組合と新しい免許権者の間を解決するといふようなことで解決される事例があるのではないかと、しかし、大部分のものは組合が両方の権利を持つので、組合内部で調整がつくじやないかと想像されるわけでございませう。

○天田勝正君 前段のところは、まさにそうだと思うのです。だからさつき私が言うように、従来ノリ漁場であつたところを今度ひび建てではなくてたなにする、それはそれでいいと思う。どうせたなのほうが、その間に入れないから少し不便になるけれども、もともとどこも組合なんだから、その間でどうやうなほうがいいのだということになれば、権利を放棄する人がある。組合が権利を持つているのだから、おれもやれるけれどもおれはやらぬと権利を放棄する人もあるでしょう。それは調整つく。しかし、現実にはさういふふうに入がたなをつるという仕組みになつたから、今まで共同漁業権のないところといひますか、あるところかないところかわれわれは目で見るだけで、別に権利があるかないか知りませんが、もともとあつたところよりもっと沖合に出ていて、このときにはそこでも、もともと共同漁業権があつたところではそれも調整がつくわけですね。しかしこれがもつと出ていくといふのが現実なんだけれども、沖合に出たところと共同漁業権の、区画漁業権のないところという点が心配なんです。その場合に現実に出てくるのは私の心配するよりなことはなく、ちゃんと環境を勘案して差しつか

えないというのであなたのは許可しているのですか、それが一つですね。それから将来今度は、これは旧法の関係でも、今の点は心配しているが、新法になれば、今度はさういふ場合に個人で申請するといふこともあり得るし、また組合にかなり大きな資本力を持った者も入ることがあり得る。この支配、被支配関係が自然にできるだらうといふことは、議論にわたるからこの際強調しませんが、さつきやはいさういふ関係上どうもあの人が言い出したのでは反対がでない、こゝういふようなことから実際に意見を聞かなければならぬといふのは、どこで意見を調整するのですか。今度調整委員会とかなんとなか、そこですか。その二点をひと伺ひたい。

○政府委員(伊東正義) 今先生がおっしゃいます第一の問題は、今まで共同漁業権、区画漁業権もないところに、たとえば今度新しく出ていく場合にどうするかといふお話でございませうが、ないといふことが前提でありませう。共同漁業権、従来の権利とは直接にはぶつて問題はないわけでございます。ないわけでございますが、やはりそれは十一條の規定によりまして、区画漁業権の漁場についてはこゝういふことをするのだといふようなことをきめまして、たとえば漁場の位置でありますとか、区域とか、漁業の時期だとかといふものをきめまして、公示をして意見を聞くという手続を果が、免許はこれは知事がやりますので、県がやっていますのでございませう。それからいろいろ意見を述べるといふ問題でございませうが、これは海区の漁業調整委員会が意見を漁場計画について述べるわけでございますが、その場合に

はあらかじめ公聴会を開いて利害関係人の意見を聞くというやり方をやるわけでございます。○天田勝正君 次に、今度剰余金の出資は配当の限度を五分から八分に引き上げたといふのは、どういふ効果をねらつたのですか。

○政府委員(伊東正義) これは実はまだ御審議願ひませんが、農協法の一部改正もだいたい前に出しましたが、これも実は今の五分を八分にしたといふよりなことで、これはもう一年半くらい前になりましたが、国会に御提案した農協法もございませう。これと合わせまして水産業協同組合法につきましても出したのでございませうが、これはやはり水産業協同組合を生産の主体として充実に参りたいといふことから考へます。さういふ場合の問題も出て参ります。さういふ場合には、今までのような五分といふことは、なかなかさういふことも困難ではなかつたかといふよりなことで、農協法の改正案と同じよりな案は考へ方で、ある程度配当にも含みを持たせるといふ意味で、農協法に合はせて改正をしたといふこと、これをしたわけでございます。

○天田勝正君 もともとこの協同組合といふものの歴史的な経過からいひまして、本来資本に、資本主義といひてもいいのですが、さういふものと対立するものである。だから人によつてはこれは協同社会主義といふ人もあるくらい。それでその精神は、持ち株を制限したりなぞいたしまして資本支配を排除する、これが日本のこれからどう変化していくかもしませんけれども、国際的にこれは通念にもなつてゐるのです。資本に支配されな

い、じゃ何に支配されるか、さうすれば、あくまで協同組合の精神にのつて人間中心でやる、こゝういふことでしよ。ですからでき得べくんば資本に基礎を置いた配分といふものは、剰余金であらうと何の配分であらうと、ほんとうは高いことは好ましくないはずですね。ただ一定の限度を維持しなければならぬといふのは、協同組合の精神が十分徹底しない場合におきましては、理解されない場合におきましては、とかくそれによつて出資がどうも足踏み状態にある、あるいはまた後退をしていく、こゝういふ場合にのみ許される。できるならば百円出した者も五十円出した者も、実はそこで零細なものですから働くといふことを基準にして、人間中心に配分するならば配分する、しないならばしない、こゝういふこと。ですからその望ましい、こゝういふことは資本金を基礎にする配分といふものはきわめて低く押えて、さうして人間単位の配分がきわめてパーセントにしては多い、これが最も望ましい姿なんです。ですから、五分を八分にしたといふのは、五分ならば協同組合が、逆に資本面において後退する、こゝういふ心配が出てきたからではないか。私はさういふふうには解釈したわけなんですけれども、お話し聞くといふと、農協の關係がこうだからさうするのなら、本来の協同組合の本旨のほうをもつぱらまねしてもらいたいのであつて、よそがこゝう少し協同組合の精神に背馳したよりなことをやつたから、それと右へならえといふのはいかがですかね。

○政府委員(伊東正義) これはいろいろ先生、考へ方の違いがございまして、先生のお考えも、一つの私はお考へだと思つております。ただ、現在の

五十六条でも、たとえば剰余金の配当にあつては、たとえば利用分置に依りて配当するよりも、出資配当というものを優先に考へていくという条文の立て方にもなつております。また私はまねすると言つたわけでもございませぬが、実は考へ方の問題でございませぬが、農協等におきまして、やはり資本の充実にしやすくして、しかも経済団体としての基礎を固めていくという点からすれば、ある程度配当につきましては引き上げる、いろいろな経済情勢から見れば、これを引き上げる必要があるのじゃないかという考へ方、農協もやつたわけではございませぬが、私も、その点はやはりここに五十六条に書いてありますような精神からいたしまして、資本の充実ははかつていく必要があるのじゃないかという考へ方、先般清算委員からは、こんなものではなかなかまだ資本は集まらぬじゃないかという意味の御批判も実は受けたわけではございませぬが、これは何にしようかという問題いろいろございませぬが、私もとしましては一応八分というこゝにいたしまして、農業方面と歩調をそろえようという考へ方をいたしたわけではございませぬ。

○藤野繁雄君 水産業協同組合法の一部を改正する法律案関係政令規定見込み事項、水産庁、この資料によつて見ますと、今もつたんで、
「1 漁業協同組合及び水産加工業協同組合にあつては、年六分」
「2 漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会にあつては、年八分」と書いてあるが、今の答弁とそこをしておりませんか。

○政府委員(伊東正義君) 私どもこれは政令で定めるところにしまして、全部八分としたわけではございませぬ。実はこれは農協法も同じでございませぬ。全部一律じゃなくて、連合会と単協では預金金利その他の問題もいろいろございませぬ。区別をして実は政令で書こうというところで政令案を考へておるわけではございませぬ。

○藤野繁雄君 今これではそういうふうなことを考へていらつしやるのじゃないか、明らかにあなたの方の見込みは、協同組合は年六分と、それから連合会は八分の予定だ、こういうふうな考へておられるように印刷物を配付してある。それから言へば、あなたのは今の今の答弁においても、そういうふうな答弁をせられるのでは、法律の答弁をやつておられるなら、一方においてはいくらいうようなことを書いてやるといふことであつたならば、ちよつとおかしいじゃないですか。

○政府委員(伊東正義君) 今私の答弁があるいは説明不十分だつたかもしれませぬが、政令で八分の以内で定めるところの意味でございまして、その政令では、単協と連合会にはある程度やうな差別をつけていいんじゃないか、それは金利その他の面からいたしまして、事情も若干違ふことがございませぬので、今先生御指摘のやうに八分と六分というこゝにいたしたい、ただ現行の五分より上げるというこゝでございませぬ。

○天田勝正君 きよりはだいたいおそくなりまして、いかげんに切り上げたいと思つてますが、せつかく実は資本を重視するかいなか、協同組合といふものの性格がどうなるかといふ、なかなか大切なところなんです。

これは私の見解からすれば、協同組合といふのは、さつきから言つたやうに、人間中心の配分でなければ、もはや協同組合でないという、これは世界の通念じゃないかと思つてゐるのです。ですから、これも議論にわたりますからやめますが、それではそもそま前々からあつたけれども、協同という文字を用いて、其の共同組合というのを避けたその基本的な考へ方はどういふ違いなんですか、そこです問題。

○政府委員(伊東正義君) これは農業基本法のときもいろいろ一体、協同とどう違ふのだという御質問でございませぬが、私どもの受ける感じでも、こゝに恐縮でございませぬが、共同という字から受ける感じは、これはいろいろな生産工程ございませぬが、あるいは配分の問題といふものにつきました。これは全部一律だといふやうなこれは私個人の意見でどうも恐縮でございませぬが、そういう感じを受けますが、こゝの協同といふのは、精神的といふのは語弊がございませぬが、そういう経済面の生産とか配分とか、そういうものの全部の共同じゃないか、これは力を合せてといふんです、精神面の協同とかいふやうな意味も相当入つてゐる文字じゃないかといふやうに私も考へます。先生のおっしゃいました配当の問題でございませぬが、これの出資は人によつて実は違ふわけではございませぬので、その出資金に対しては、これは平等に何分といふことでやつておるのでもございませぬ、絶対額とかそういうものになつておるわけでもございませぬので、出資については何分といふことで平等ではないかといふやうに実は考へます。

○天田勝正君 これも私の見解ですが、今われわれが農業協同組合であつたと、中小企業協同組合であつたと協同のこゝにはやはり単にはかて書いたからこつちも書いたといふやうなものではない。もつと奥深いものがあると思はれてゐるんです。一つは数字だと思ふんです。数字といふのは、共同という字のほりは、私はその共同には二という数字があり得る。力を三つ書く場合は、協同でも二つの共同といふことはあり得ないんだ。数字においてそういう数字を二つ差別があると思ふんです。そして共同という字のほりは、日本文字は象形文字だ、しまいは表意文字になつてしまつたんだと思ふだけども、学のない私が講義がましいことは言いたくないが、人という字を二つ書いてそれと胸をつなげば共同という字になつてゐるんです。だからこれは二人の場合で、数字において二と三とを違ひがあるといふのが第一。第二点はこれは共同の場合、対立したものが一緒に仕事をしても共同になり得る。ところがわれわれ今日ほとんど協同といふのを書くに至つたのは、これは精神的にも、一緒の気持にならなければ成り立たないものだ、数においては三以上である、これが私の解釈です。学のある人がこれは違ふんだと言へばまた別ですが、そういう精神から出たおんなだから、あくまでも今この臨時配分についても、出資金といふ資本を基礎に置くべからず、できるならばそういうものは排除いたして、人中心に、人の働きによつて配分するといふことが、私は正しいと思ふ。だから資本中心の配分をきつていくといふことは、協同組合の精神が変質していくと思つてゐるわけです。ですから、これ

は農協のほうで八分にしても、漁業協同組合のほうでは五分のままでいいことにはいきませんか、どうなんです。

○政府委員(伊東正義君) 文字の解釈の問題はどうか、学があまりありませんので、先生の御高説聴いております。配当の問題でございませぬが、これは実はいろいろの組合等の要望もございませぬ。私もそのほうからいいますと、やはり漁業協同組合は経済的には弱いといふんです、農協等と比べて、まだまだやるべき仕事もございませぬので、私どもといたしましては、これが非常に配当の率が高くなるということになりますと、また何でございませぬが、八分以内という程度のものであれば、先生の御心配になりますやうな非常に資本が優先になる、ほかの経済事業等と比べて非常に優先になるのだといふ心配にもならぬ、許容限度と言つては恐ろれるかもしれませぬが、そういう範囲でなかろうかと考へるので、この程度までには改正したいといふやうに考へる次第でございませぬ。

○委員(梶原義雄君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員(梶原義雄君) 速記をつけ

本日はこの程度にいたします。

明日十時から続行することにいたします。午後五時二十一分散会

昭和三十七年四月十日印刷

昭和三十七年四月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局